

国土交通省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
218	B	土地利用(農地転換)	道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市計画の変更について、政令第14条で定める省令第13条の規定により道路に関する都市計画の軽易な変更の対象が定められているが、この対象を拡大し、手続きの簡素化、時間短縮を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定められているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の幅れが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後、詳細な調査や測量に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、議論となるものではなく、実際に、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が出されたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うものなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定める軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による縛りを廃止すべきと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続き中の案件が1件、今後予定している案件が1件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同意30日間を要することとなること、制度改正が実現すれば、手続きの簡素化、時間短縮が図られる。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の幅れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県において、過去5カ年の間に6件あった。	都市計画法省令第13条第3号イ	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	都市計画の軽易な変更は、都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら前さないと認められるものについて協議を不要とするものである。このため、都市計画法施行規則第13条は、改めて協議を行う必要がない、軽易な変更を客観的かつ明白なものにするよう規定している。したがって、変更内容にかかわらず、変更の要因のみをもって軽易な変更とすることは認められない。	道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更の要件は、省令第13条第3号イ「線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の幅れが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のもの」と定められている。この「1,000m」という規定を増強したとしても、中心線の幅れが100m未満であり、かつ、詳細な調査や測量に伴う変更であれば、「都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら前さないと認められるもの」に含まれると考える。 実際に、中国5県においては、過去5カ年、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の幅れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由による事例について、国土交通大臣の判断が覆されたものは存在していない。よって、変更となる区間の延長が1,000m未満のものとする要件は撤廃すべきである。 仮に、「すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提」について、省令第13条第3号イにおいて「1,000m」という規定を撤廃した場合に影響を受ける事項が含まれるのであれば、その具体的な内容をご教示願いたい。 併せて、国土交通省が示す客観的かつ明白なものとする「1,000m」の数値的根拠が不明であることから、「1,000m」とした客観的な根拠を御教示いただきたい。本県は、「1,000m」には客観的・合理的な根拠がないと考えている。	
12	A	権限移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む「地方創生時代の体系へ」変革していくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方がよいと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。 なお、府県域を超えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県域を超えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市全体を現況してあらゆる土地利用を一元的に規制し、都市における広範でかつ複雑多岐な権利関係の調整、各種行政との調整を図るべき総合性を有するものである。このため、都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設等の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事例にはなじまないと考えている。 都市計画を決定すべき場である都市計画区域に関する事例についても同様であり、広域連合が処理する事例にはなじまず、都市計画事務を執行する都道府県及び国土交通大臣が担う必要がある。	関西広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたる総合かつ計画的に処理するため」設立した、安定的かつ総合的な行政主体である。一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず全面調整機能も有し、防災や観光・文化、産業・医療、環境などの各行政分野も踏まえ、関西の将来を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能であり、「広域連合が処理する事務にはなじまないと」言われる根拠が不明である。 府県と政令指定都市で構成する地方公共団体である関西広域連合は、都道府県と同様、都市計画事務を執行するに相应しい団体である。関西広域連合において処理するのが問題であると考えるのであれば、その支障事例を示していただきたい。	

国土交通省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26年地方(平成27.10閣議決定)に記載があるものは当該種を平成28として併記 ※平成28地方(平成28.12閣議決定)に記載があるものは当該種を平成29として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
218	鹿児島県	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		都市計画の軽易な変更は、当初決定の前提を前さないと認められる範囲のものについて協議を不要とするものであり、一定規模以上の変更については、国の利害にも影響しかねないことから、軽易な変更とは認められない。 その規模の考え方は、 ・線形の変更が一定規模を超える場合には、事業施行期間や事業費の増加が大きくなる可能性が高いこと。 ・市街地における道路計画では幹線街路は1000mおきに配置されるのが標準的であり、延長1000m以上の線形変更の場合、変更区間に幹線街路交差点が少なくとも1以上生まれ、道路計画への影響が大きいと考えられること。 ・環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメントの対象とされる規模の事業は大きな環境影響が生ずる蓋然性が認められ、条例の中には延長1000m以上の事業を対象としているものがあることなどを勘案して定めている。 また、一部地域における最近の変更協議事業で、国が不同意とした例があったことは、現に協議を受けて変更内容を検討した結果、それらの案件については修正等の必要がないと判断されたに過ぎず、協議対象とする要件を撤廃しても都市計画上の再調整を要するまでの影響がなく、協議を要しないという理由にならない。					
12		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		広域連合は、都道府県又は市町村の存在を前提として一部の事務のみを広域的に行うものであり、都道府県又は市町村の業務が全て移管されているものではなく、連合の解散・協議も総務大臣等の許可を得て可能となっている。このため、広域連合は総合的な機能を持つ安定的な公共団体とは言えず、各県の行政分野にわたる具体的な調整・協議を行うことが制度上予定されている都市計画に関する事業の実施に支障を及ぼすものと考えられるため、当該事務は関西広域連合が処理する事務にはなじまないものである。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
318	土地 利用 (農地 除く)	土地 利用 (農地 除く)	一の市内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不変分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。」と規定されているが、一の市内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたところだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこととなっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続きを行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで支障はないと考える。	都市計画法第19条第3項	国土交通省	指定都市市長会	一の指定都市の市内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープランまで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 また、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで懸念は解消されるものと考えている。	
332	土地 利用 (農地 除く)	土地 利用 (農地 除く)	一の市内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意不変分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要することとされている。町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない」と規定されているが、一の市内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一市の市町村とは異なり、人口及び産業の集積を背景とする。大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合的・計画的実施を図ることが求められている。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することであるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	都市計画法第19条第3項	国土交通省	横浜市	一の指定都市の市内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたことを鑑みると指定都市の特例として、県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画法第23条第3項「厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分並びに用途地域に関する都市計画に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。」と同様の趣旨で扱えることにより、県知事との協議を補充できると考えている。	

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成23年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成22年12月19日付「国政審議」)記載内容 ※平成24対応方針(平成23.10閣議決定)に記載があるものは当該様式を「平成24」として併記 ※平成25対応方針(平成23.12閣議決定)に記載があるものは当該様式を「平成25」として併記 ※平成26対応方針(平成24.12閣議決定)に記載があるものは当該様式を「平成26」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
318		<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。</p>		<p>指定都市であっても、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める空港・公園・下水道等の都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。 また、法第19条第3項の都道府県知事への協議は、上記の観点から協議を行う中で十分に調整を図ることを趣旨とするものであり、懸念の解消策として提示されているように単に意見を述べるだけでは不十分であり、それを代替措置として協議を廃止することは認められない。加えて、地方分権改革推進委員会第3次勧告においても、単なる事前通知と意見ではなく協議を存置することが許容されている。</p>					
332		<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。</p>		<p>指定都市であっても、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める空港・公園・下水道等の都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。 また、法第19条第3項の都道府県知事への協議は、上記の観点から協議を行う中で十分に調整を図ることを趣旨とするものであり、懸念の解消策として提示されているように単に意見を述べるだけでは不十分であり、それを代替措置として協議を廃止することは認められない。加えて、地方分権改革推進委員会第3次勧告においても、単なる事前通知と意見ではなく協議を存置することが許容されている。</p>					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
291	B	土地利用規制緩和	土地 利用 (農地 除く)	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する基準第4条に規定する環境施設	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による数量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との適合性を旨とする原則に開発許可制度運用指針があるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たさず、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な敷地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要が生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する規則第2～4条	国土交通省、経済産業省	京都市	都市計画法施行令第20条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の環境に与える影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適当である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案し、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置により予定建築物の環境的悪化を抑制し、周辺環境の悪化を防止する環境の悪化をもたらすおそれがないと判断する場合には、本基準を適用しないことも可能である。	本提案は、新たな産業の誘致ないし既存工場の拡張を開発行為による手法を用いて達成しようとする場合に、騒音等の配置や環境の基準に即した、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。 第1次回答に示されたとおり、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯の設計基準が周囲の環境に与える悪影響を防止することを目的としていることについては理解できる。 地方、工場立地法も工場立地の推進と地域環境の保全の観点から法制化されたもので、同法で規定されている緑地等の配置や規模等の基準はこの目的に即したものであると捉えている。 つきましては、国内工場の海外移転を防ぐ観点、地域の経済復興や雇用の創出を図り人口減少を食い止める観点などを踏まえ、本提案に沿って再度検討していただきたい。
186	B	土木・建築	傾斜基準の見直し(宅地造成規制法と土砂災害防止法の基準統一)	宅地造成規制法上「擁壁を要しない」とされる基準と、土砂災害防止法「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖地部分について、宅地造成規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講じられている(=擁壁を要しない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判断しがたく、混乱をきたすおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において統一的な対応が可能となる。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号、宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	国土交通省	京都市	宅地造成等規制法は、自然地形に宅地造成という人為的影響が加わることで造成地そのものから発生する土砂の流出等による災害の発生を防止することを目的として、造成主等に対して災害防止のための必要な措置を求めており、そのうち擁壁については切土の土質ごとに擁壁を要しない勾配の上限を設定し、それを越える斜面に擁壁を設置を義務付けるものである。 一方、土砂災害防止法は、勾配のみならず、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を踏まえたうえで、地盤に対する人為的影響の有無にかかわらず、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的として、市町村等に避難計画の策定等の警戒避難体制の整備の義務付けや、一定の行為制限を課すものである。 したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするものであるから、宅地造成等規制法上の「擁壁を要しない」基準と、土砂災害防止法上の「急傾斜地」の基準を統一することは適切でない。	宅地造成等規制法は国民の生命及び財産を守るための法律(第1条)、土砂災害防止法は国民の生命及び身体を守るための法律(第1条)であり、いずれも目的は国民保護で同一である。擁壁の設置や避難計画の策定等は目的達成の有効に過ぎない。 また、宅地造成等規制法において擁壁が必要とされる傾斜度は土質によって異なるため、土砂災害防止法と同様、勾配以外の要素も加味されている。 したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするため基準を統一すべきではないという貴省の回答には、正誤でない部分があると考えられる。 なお、両法律の違いは、貴省の回答にあるとおり、宅地造成という人為的影響が加わることを前提としているか否かであるが、通常、人為的影響が加わる方が、当該影響も考慮したうえで安全性を判断することとなるため、差し違えを判断する必要はあると考えられる。 この点について、現行法は、人為的影響の有無を問わない土砂災害防止法において勾配30度が基準となっているが、人為的影響が加わるのが前提となっている宅地造成等規制法において擁壁を要しない(=災害を防止するために必要な措置が講じられている)と判断される基準の方が厳格、最も厳しい砂防、資砂土、開削ロー、植栽法等であっても両法では擁壁を要している。そのため、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難となっている。 以上のことを踏まえ、本市としては基準の統一が必要であると考える。	
141	B	土地利用規制緩和	土地 利用 (農地 除く)	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に準拠の基準とすることを求める	【制度改正の経緯】 本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」(ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会))を契機に、障がい者スポーツを含む、スポーツに関する市民の関心が一層高まったところあり、これらの成果を次世代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「清流の国ぎふ」創生総合戦略においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判断しがたく、混乱をきたすおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【制度的支障事例】 施設の増設に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行っていたが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設050%の敷地面積が支障となっている。 【制度改正の必要性と効果】 地域の実情に即した都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参照し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに合った運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につながる。	都市公園法施行令第8条	国土交通省	岐阜県	都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時に避難場所としての機能も目的とする施設であることから、原則として建築物によって囲まれない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。 運動施設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に出入り、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があると等から、その敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。 仮に都市公園としてオープンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を廃止(都市計画公園の場合は、当該都市公園の都市計画を変更し)、その上で運動施設を設置することも考えられる。	本提案の都市公園は岐阜市の中心市街地に約23haの面積を有し、運動公園としての機能の地、岐阜市の都市基幹公園として敷地の拠点に位置付けられ、震災など緊急時には避難場所としての機能も果たす広域避難場所の指定を受けている。 また、岐阜市における都市計画区域内の人口一人あたりの都市公園面積は9.28㎡で、全国平均10.03㎡を若干下回っている状況にあり(25年度末時点)、これを廃止することは地域住民にも説明がつかないものとする。 本提案は施設を設置した時点では想定できなかった、競技施設に求められる施設基準の変更をもたらすルール改正や障がい者スポーツの振興等、スポーツ環境の変化により不足することとなった設備や機能について、最小限の改修により、国際大会等を実施することができるように適合させるためのものである。 運動施設の面積が百分の五十を大幅に超えるような大規模な拡張ではなく、あくまでも都市公園法の趣旨を踏まえて、オープンスペースを十分に確保したうえで施設増設を望むものである。 都市公園の設置目的は、本県として当然に理解しているところであるが、今回の国土交通省からの回答では、運動施設の割合の限度を百分の五十とする理由も、百分の五十を超えると都市公園の目的が達せられない理由が明らかにされていない。 百分の五十という基準を一律に課すことは、都市公園制度の運用として過度に固定的と思われる。自治体で地域のニーズを踏まえ、都市公園における運動施設以外のオープンスペースの絶対的な面積の大きさと運動施設の配置・構造、経路場所としての機能を考慮したうえで、弾力的な運用ができるように参酌基準としていただきたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
185	B	土地利用 規制緩和 (農除)	農地 農業	<p>【提案の背景】 農用機械と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。</p> <p>【具体的な支障事例等】 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械換気対象面積として装置の仕様を定める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なっては公平感に欠けるため、面の基準で定めるべきと考える。 去: 開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、換気方式が種出される路外駐車場を個別に扱うことは適切ではないと考えられる。 路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や柵材の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであると考える。</p> <p>【見直しの効果】 路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。</p>	<p>駐車場法施行令第12条</p> <p>国土交通省</p> <p>京都市</p>	<p>路外駐車場の自然換気(開口部換気)と機械換気の併用に關しては、事例の少ない特別なケースであり、気体の挙動について特殊な解析が必要となることから、国土交通省としては、当該事項について特別の基準を作成する予定はない。</p> <p>駐車場法施行令に規定される技術的基準の解釈(開口部の取扱い)に関しては、従来より全国駐車場政策担当者会議等で明らかにしている。ご不明の点等あれば、個別にご相談頂きたい。</p> <p>なお、建築法である路外駐車場に対しては建築基準法が適用されるが、ご指摘の建築基準法施行令に規定されている基準は換気設備の構造に関するものであり、開口部に対しては適用されない。</p>	<p>開口部の取扱いについては、貴省の回答のとおり、個別相談でも対応させていただくこととしたい一方で、自治体で対応が異なるおそれがある以上、個別に相談というよりも、法令規則で具体的な規定を設ける方が望ましいと考える。</p> <p>また、機械換気と自然換気の併用に関する規定については、事例が少ない、特殊な解析が必要であるという点をもって対応する予定がないとする貴省の回答には承知される。</p> <p>本市においては、実際に事例があり、対応に苦慮したことを踏まえて本件提案を行ったものである。過去の全国駐車場政策担当者会議においても、複数の自治体から同様の質問が出ていることも踏まえ、気体の挙動について解析をする上で基準ができるのであれば、ぜひ作成して頂くこと、自治体が円滑に業務を遂行できるよう、適切な対応を講じることをご求める。</p>				
288	B	地方に対する規制緩和	農地・農業	<p>【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立したことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本市では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が連続解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1回の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を放棄することとなり、全体として敷地面積が500㎡未満となった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地を営農していた者にも相続税の納税と贈与期間の利子税が発生し、営農継続の意志があったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることにより、住民は、雨水貯留などの防災効果や→アインランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。</p>	<p>生産緑地法第3条</p> <p>国土交通省</p> <p>兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市</p>	<p>本提案は、すでに過去の議論(平成26年「提案募集に関する各府省との最終的な調整結果」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下の上りと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに類似した建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の特付を廃止することの対応は困難である。</p>	<p>本提案は下限面積の特付を廃止するものではなく、面積要件と解除要件の緩和を求めるものである。下限面積や解除要件については、地域の実情を考慮して特例を設定できるように検討されたい。支障事例として記載している「自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、連続解除となった場合、相続税の納税のため、農地を売却する例がある」とのことについて、どのような救済措置をお考えか示されたい。</p>				
6	A	規制緩和	土木・建設	<p>【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。一方で、希望する市町村への移転を求めている。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求めている。</p> <p>【具体的な支障事例】 各市町で整備数に幅がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と連動する現状がある(福井県のサ高住の移転率が本市に類似し、そのうちの約8割が市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※市内まちなか地区外:20棟588戸))。</p> <p>【制度改正の必要性と効果】 市でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 移転率向上により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に關して床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。</p>	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条</p> <p>国土交通省・厚生労働省</p> <p>福井市</p>	<p>○ 2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあって、諸外国と比較しても量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。))に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。</p> <p>○ 地域における公営住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性については、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、 ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策 ・公営住宅の供給目標 ・都道府県の住生活基本計画として定められている。 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協働し、住生活基本計画との環を固めつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公営住宅等の供給状況等を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。 ○ 仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができた場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との環が固まらず、 ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえず、計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されないなどのおそれがある。 ○ 本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に法で制度化されている都道府県と市町村の協働を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けている都道府県もある。また、多くの都道府県で、市町村と協働の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。 ○ さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例で定めることにより市町村が処理することが可能であり、実際に活用されている。 ○ 以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとでも本提案内容を実現することが適当と考えられている。</p>	<p>都道府県で住生活基本計画との環を固めることが、市の計画の策定権限の移譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との環を固めながら策定すべきものと考えている。また、計画的な整備がされない懸念について、県全体として必要な供給量等の確保は、市の計画を策定する段階において、県との意見調整を行うことで解消が可能である。 独自登録基準の設定に関し、市計画への委任を行っている事例を挙げているが、法的根拠が明らかではない。事業者が規制や向上の促進については、法的根拠を明確にしたうえで進めていくべきではないかと考える。 本市ではサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があり、環について課題として捉え、計画策定権限並びに独自の登録基準の設定権限の移譲を求めているものである。 国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅のあり方について検討会を開催し、現行制度においてサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があるとの課題認識を持っていることから、本市の進めている課題については、共通認識とされている。 さらに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で個別に立地を判断すべき」との見解も出していることから、市への計画策定権限の移譲は、貴省のコンパクトシティ等の施策とも合致するものと考えている。 また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例で定めることにより市町村が処理することが可能とあるが、本提案は登録事務の移譲だけでは課題の解消ができないため、独自登録基準の設定と併せて登録事務の移譲を求めているものである。</p>				

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
185		【全国市長会】提案団体の意見を十分尊重された。		ご提案については、検討を進めるべきかどうかを含め、貴市と相談してまいりたいと考えているが、以下の観点から、短期間で結論を得ることは極めて困難であり、慎重な検討を要するものと考えている。 ・全国駐車場協議会(国土交通省)等でも明らかにしているとおり、自然換気(開口部換気)と機械換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能確保の確認ができないため、国土交通省としては、現時点では、自然換気と機械換気の併用を認めない。 ・建築基準法施行令の規定は、換気設備の算定に当たって、開口部の換気有効面積を控除できるという規定であるが、貴市見解のとおり、これは居室に対して適用される規定であることには、特定建築物(店舗、被服館等)の居室には適用されないことを踏まえると、当該控除規定をそのまま駐車場の換気設備に対して適用することは適切ではない。 ・仮に、自然換気と機械換気を併用した場合(例えば、開口部に近接して換気設備を設置した場合など)には、それぞれが互いに影響し合い、個々の換気能力は一定程度相殺されると考えられる。このため、どのような方法でそれぞれの換気能力を合算して評価するかについては、実証実験等を通じて、その審査方法を確立する必要がある。それには、多大なコストと時間、労力を要する。また、こうした検討に当たっては、部外駐車管理業者からの届出を厳正に審査業務を行う自治体の風力が不可欠である。 ・なお、現在、駐車場の換気基準については、建築物である路外駐車場において要求すべき室内環境の水準や、そのために必要な空気供給量について議論を行うべく、換気、建築環境、自動車エンジン等の専門家で構成される「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」を設置し、本年中に結論を出すべく議論を進めているところ。仮に将来、自然換気と機械換気の併用について検討を行うとすると、本検討委員会における議論を前提として、さらなる検討を進める必要があるが、短期間で結論を得ることは極めて困難である。				
288	埼玉県、名古屋、東大阪市、伊丹市、萩市、特別区長会	○複数人で一団の生産緑地の認定を受けていた所有者のうち1名が死亡したため、買取申出がなされ行為制限が解除されることとなった結果、残りの部分についても、現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなったため、菅農継続の意思があるにもかかわらず、生産緑地の指定が解除されることが事例がある。 ○同様の事例があり、平成26年度は14件(約5,510㎡)あった。 ○道連れ解除については過去に多数の事例があり、本年度もこれまでに1件の相談を受けた。相談を受けた地区は、相談による名がそれぞれ1筆ずつを承継したが、その内1名に菅農継続の意思が無く、またる従事者死亡による買取申出を検討している。残りの2名には菅農継続の意思があり、指定維持を希望しているが、2名が所有する土地の面積合計は400㎡程度であるため、道連れ解除を防ぐ方法は無いかと相談を受けた。解除要件が緩和されればこのような生産緑地守れるようになり、農地減少による防災性低下の可能性を最小限に抑えられるなど、様々な効果が期待できる。 ○H28年度に1件の道連れ解除があり、H4年度の指定以降で合計12件(約0.35ha)の生産緑地の道連れ解除が発生している。 ○農地の多面的機能は農村部だけでなく都市部でも十分に発揮されるべきだと考えます。特に、生産緑地については、適密する空間の中で防災上においても必要な空間と考えます。農地は個人資産ではあるものの、都市部の土地利用は高層で推移しており、行政支援がなければ地としての維持がもたらぬこと所有者の意に反して所有権移転されることが懸念されます。ご提案に賛同します。 ○道連れ廃止自体は発生している(平成26年 1件 約100㎡)	【全国知事会】生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の線等として評価できる最低限度として50㎡と設定していることである。そのため、面積要件を緩和することは困難である。 また、生産緑地地区については、他の業種等との視の公平性にも配慮が必要であり、規制の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づき指定はこのようにならざるを得ない。全国的な基準が必要であると考えている。現時点では記載事例に対する救済措置を講じることが難しい。				
6	仙台市、本庄市、鳥取県、横浜	○登録審査の円滑化を図り簡記住宅の登録を進めることを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定・運用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「告知」「誘導」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村審査の段階に法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができれば、市町村が望ましいと考えるサービス高住の供給を促進できる効果がある。また、法的効力が認められれば、市町村による計画策定も促進されると考えられる。 ○市町村の判断で登録基準(例:床面積25㎡以上)の強化・緩和ができなければ、サービス付き高齢者住宅(サ高住)が建設費の面から地価の低い地域に集中的に整備される傾向があり、その地域の社会保護に悪影響が生じる。 ○サービス付き高齢者向け住宅の整備については、本県でも地域差が生じている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の策定が有効である。 ○平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を任意で策定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は県の計画に盛り込む必要があったため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的位置づけが不効力性の担保が薄いため、 ○【地域における課題】サービス付き高齢者向け住宅(以下、「サ高住」)の家賃や共益費、サービス費等が全面でもトップレベルに高い状況にある。高所得の高齢者は限られ、サ高住の供給促進を図るためには、中所得の高齢者向けに家賃やサービス費等の低減を図る必要がある。また、市町村が立地・整備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けるとともに、法的拘束力を持たない状況にある。 【制度改正の必要性】県内統一の運用と調整を図ることも勿論必要であるが、現在、国が市町村に確保計画の策定を推進している中で、法的強制性を持たない状況で改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。	【全国知事会】関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手分け方式による検討を求める。 【全国市長会】提案団体の意見を尊重された。ただし、広域的観点からの調整が必要な介護サービス提供に係る人材確保等について配慮が必要である。	○国としてもコンパクトシティ化を推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。 ○国としても市町村任せに高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ。加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を踏まえて、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲するべきではないか。 ○計画策定に際して、都道府県との協議を要することすれば、都道府県の策定の方向性と齟齬を生じるといった懸念は解消されるのではないかと。	○希望する市町村が、都道府県と十分な調整の上、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができることとした場合 ・都道府県が定める生活基本計画との調和が図られず、都道府県内において必要な供給量を満たさず計画が策定され、結果として必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画の二重に重複されたいとの懸念の解消に資する可能性はある。 ○しかしながら、希望する市町村が高齢者が居るため、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和を行うことについては、一部の都道府県からは、都道府県と調整した場合でも、市町村ごとに登録基準が異なることとなるため、登録や指導監督に関する事務が大増し増し、複雑化するおそれ、周辺市町村の意見も反映させる必要があるのではないかと、計画を定めた市町村の区域を対象とするのであれば、都道府県の計画策定・改訂に支障が生じるおそれ、都道府県計画と市町村計画の策定期間が同時期でなければ、調整が困難等の懸念があると聞いている。 一方で、制度的に、市町村長が登録や指導監督に関する事務を担うこととする場合、 ・入居を希望する高齢者に対して、一定数以上の登録について、一括性をもって登録情報を提供すること(登録簿を作成し、一般の閲覧に供すること)、 ・人口規模の小さい市町村によっては、当該事務を適切に実行することが難しい場合なども想定される。 ○このため、こうした都道府県の意見等も踏まえ、本登録制度の運用実態等を勘案しつつ、ご提案の内容について検討を進めてまいりたい。	【国土交通省】(3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(厚生労働省と共管) 法律、省令 平成28年8月20日	地域の自主性及び自立性を高めるための改善の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)	

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
25	福知山市 既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 厚生労働省及び国土交通省からの回答が「現行制度上可能である」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、移動型の場合、事故発生時の迅速な対応や徘徊が見られる認知症高齢者の受け入れ等について検討する必要がある。		○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。 ○ただし、当該基準の緩和を行う場合には、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突如の病気を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。 〔「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号)〕。				
290	福知山市 既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 地域の特性に留意し、サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の低下につながるべきでないよう検討すること。 なお、現行制度上可能という回答であるが、登録権者が判断する際の課題について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。		○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。 ○ただし、当該基準の緩和を行う場合には、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突如の病気を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。 〔「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号)〕。				
55		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定」により対応可能となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		受入側のコーゼネレーション設備を設置する建築物についても、機材室等を有する建築物であることについて敷地単位で判断するものである。 これまでの運用と変わらないものであることから、改めての通知等は必要ないものと思われる。				
78	大津市、福山市 提案されている豊田市と同様に不特定多数が使用しない倉庫等の業務負担に加えて、市営住宅の周内部の点検について、プラントや入居者との距離の観点から点検の対応に困難している。このため、豊田市が提案される「特定行政庁における定期点検の対象建築物 建築設備に関する規制緩和」にたいして賛同する。 ○定期点検対象となる施設に床面積が100㎡を超える倉庫が4施設あるが、利用者が少ない施設であるので点検対象外となれば管理コストの削減を図ることができる。 ○床面積100㎡超の倉庫・車庫や同等の倉庫・車庫が存在する建築物の点検を実施しているが、中には不特定多数の者が利用しない資材倉庫も含まれており、点検対象を整理する必要があると考える。	【全国市長会】 建築物の用途等に応じ、定期点検の対象となる施設の種類を緩和するなど、提案団体の提案の実現に向けた検討を求める。		建築基準法第12条第2項及び第4項は、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性を確保するため、公共建築物の周りに設置しているものである。不特定又は多数の者が利用しない「倉庫」であっても、経年変化による倒壊や防火上の性能の低下などにより、周囲に対して危険を及ぼすおそれがあるため、定期点検の対象を「不特定又は多数の者が利用する」用途に供するものに限定することはできない。 なお、建築主事を置く市町村は、その地域の建築行政を適切に行う責任を有しているため、全ての公共建築物を定期点検の対象としている。	6【国土交通省】 建築基準法(昭25法201) (3)建築基準法及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検(12条2項及び4項)については、当該市町村の長等が建築審査会の同意を得て指定する公共建築物を、定期点検の対象から除外することを可能とする。	法律 平成28年 6月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野								見解	補足資料		
182	B	地域・福祉 地方に対する規制緩和	医療・福祉 産後ケア事業の推進に向けた法的措置の付与及び各種規制の緩和	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の推進及び全国への波及を目的として、現在法的な位置づけのない産後ケアセンターに児童福祉法等による法的位置づけを与え、センター設置にあたって隣近となる各種法規制（建築基準法、旅館業法）の規制緩和を行うことを求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う際に各種関係法令による規制等の確認を行わなければならない等、事務が煩雑となるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を課せられる。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるものが少ない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、例えば、カウンターに貼る標識や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備を満足させなければならない。 【支障事例】 上記の規制の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方を検討された。 ①特定小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 ②再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第29条第1項より現地要件を満たすことが必要である。法定建替えは、入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。本区では、平成27年度までに10団地を再開発し、中大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地での建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化した再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするため、あらかじめ長期間入居募集を止めなければならない等、団地を廃止するまで空き室が生じその分の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39～43条で入居者保護の規定（再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等）が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のため、借地家法第28条（正当理由）の特例として明渡請求を行うことが認められると解すべきである。現地要件を緩和してもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	児童福祉法第6条の3第3項、第7条第1項、建築基準法第48条第1項、第2項、旅館業法第6条	厚生労働省、国土交通省	特別区長会	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がなく、明確な法的な位置づけもないことから営業施設や建築物の利用状況が定まっているとは言えないが、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を営むおそれがないと認めて許可した場合は、当該用途地域で建築することが可能である。	各府省からの第1次回答	見解	産後ケア事業は、核家族化の進展や地域とのつながりが希薄化していること、家族や地域の支えを得て子育てを行うことが難しい状況にあること、産後早期に、育児不安等により心身の不調をきたす時期でもあったことから、重要な子育て支援策の一つである。また、平成20年3月に「産後ケアセンター桜新町」を開設し先駆的に取組んでいる世田谷区への自治体の複製は絶えない状況である。 事業の重要性等から全国的な事業展開が想定される中、回答で指摘された一部の市町村に留まっているのは、不要な規制を課せることがその一因である。実際、今年度事業実施に向け取組んだ区において、既存施設での事業実施を検討したが、支店候補の設置等の基準を満たすための施設改造が必要となり暫定した等、何らかの法的な措置が支障となり実施が困難である事業者が多く、この産科医療機関の空きを促す使ったの実施に留まっている。本事業に対する区民からの要望も、早急に事業の拡充を図る必要が生じている。 建築基準法に関する回答内容については既に承知しているが、許容のニーズの高まり、重要な子育て支援策を画一的に展開させる観点から、提案したとおり、法第48条別表第2に列挙できる建築物に関するものにも含むとすると、国においてその明確化等を行っていただきたい。	補足資料
56	B	土木・建築 地方に対する規制緩和	土木・建築 公営住宅建替事業の進捗要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本区の農産住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくりや維持管理費削減の観点から、非現地的な規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第29条第1項より現地要件を満たすことが必要である。法定建替えは、入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。本区では、平成27年度までに10団地を再開発し、中大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地での建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化した再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくするため、あらかじめ長期間入居募集を止めなければならない等、団地を廃止するまで空き室が生じその分の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39～43条で入居者保護の規定（再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等）が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のため、借地家法第28条（正当理由）の特例として明渡請求を行うことが認められると解すべきである。現地要件を緩和してもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	公営住宅法第29条第15号	国土交通省	埼玉県東	そもそも、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を売却するために、事業主体は当該公営住宅の入居者からその明渡しを請求することができることとなり（公営住宅法第38条第1項）、この請求を受けた入居者は、速やかに公営住宅を明け渡さなければならないとされている（公営住宅法第38条第3項）。 公営住宅建替事業の「現地要件」については、仮に非現地建替えを認めた場合、従前の居住地とは別の場所に、直ぐに建設されるべき事由のない居住者が、行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条から第43条までの入居者保護規定を拡大適用するなどの如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適当である。 なお、公営住宅の非現地建替えを行う場合に財政支援することは可能であり、その点は平成27年1月30日付住宅局住宅総合整備課長通知に明らかになっているところ。	各府省からの第1次回答	見解	公営住宅の再編整備は、人口減少や将来的な世帯数の減少を踏まえ、コンパクトシティの実現や団地経営の効率化など、近年、必要性が高まっている自治体の政策課題に対応する観点から行っているものである。 公営住宅の建替事業は、事業の公共性が高く、その画一的かつ迅速な事業の実施が求められるため、当該事業に伴う明渡請求を特別に法で定めているものである。他方で、入居者の居住の安定を確保するため、建替後の新しい公営住宅への再入居の保障、家賃の適正緩和、仮住居の保障等の規定を設け、公営住宅建替事業の円滑な実施と入居者の保護の両立を図っている。（添付資料「公営住宅法」） このようなことから、現地であるか非現地であるかの別によらず、公営住宅法に基づく事業であることに基づき、明渡請求を付しでも入居者の権利を著しく侵害することにはならないと考える。 また、公営住宅は税金により整備されており、入居や低廉な家賃について特別な配慮がなされている。民間の賃貸住宅とは性質の異なる住宅であることを考慮すると、明渡しについて一般法である借地家法の規定との均衡を図る必要があるのか議論すべき点であると考える。	補足資料
81	B	土木・建築 地方に対する規制緩和	土木・建築 公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている（令第9条第1項）収入基準を、事業主体が条例で定めるよう改正。	【制度改正の必要性】 公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】 公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは異なってきたものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者219名（全体の12.33%）が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及んでいる。 【制度改正による効果】 基準額を288,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を定まるとは、特許している住宅に留まる低額所得者の入居が可能となる。 【支障事例】 収入が増加したにもかかわらず、公営住宅に入居を希望し、収入超過者として入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種制度との関係】 第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29条第9条	国土交通省	豊田市、松山市	明渡請求は入居者の権利を強く制約することから、公営住宅法による法定明渡請求を講ずることができる場合は限定しているところ（同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ）、「高所得者」は、法定明渡請求より強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があっても、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な年収となる基準（月収）としているところ。これは、仮に高所得者に対して明渡請求を行う場合においては、高所得者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果にならないよう、高所得者の自由意思でほぼ全国どこでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものである。したがって、高所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。以上から、高所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。 なお、高所得者要件を全国一律で定めている限り、高所得者認定された者は如何なる地域においても公営住宅の入居収入基準を満たさないこととなることから、「低額所得者」の公営住宅の入居を何ら阻害する結果とならない。	各府省からの第1次回答	見解	本市では、毎年度多くの入居希望者の申し込みを受けており、生活が苦しく、公営住宅に入居を希望しながら入居が叶わない世帯がいる一方で、民間賃貸住宅に入居できる収入がありながら公営住宅に入居し続ける世帯もおり、支援のニーズが生じている。このような状況は公営住宅を管理する他の自治体でも起こっていることであり、昨今における公営住宅の課題の1つと感じている。過去における高所得者の住まいの選択は、戸建て住宅の取得だけでなく、民間賃貸住宅への入居も該当すると考えられており、高所得者の明渡し収入基準は民間賃貸住宅の家賃相場やストック状況に応じて定められることが望ましいと考える。	補足資料

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
192	富山市、熊本県 ○現在、産後ケア施設のH244開業に向け準備を進めているところだが、当施設の法的位置づけが未整備などから、旅館業法の適用を受けざるを得ず、本事業に必要な設備を配置せざるを得ないなど支障とまったく同じケースとなっている。	【全国市長会】各地域の事業の実情に配慮しつつ、産後ケア事業の法的な位置づけ等について検討すること。		○指摘の産後ケアセンターについては、種々な利用形態が想定されることであり、建築基準法第48条の許可の業績も少ないことから、現在のところ、建築基準法上の用途として位置付けることは困難である。 なお、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域で建築することが可能である。					
56	苫小牧市、横手市、天童市、真室川町、さいたま市、春日部市、東京都、長野県、京都府、海南市、鳥取県、五野市、宮崎市 ○老朽化した公営住宅が多く、今後用途廃止や建替えに伴う集約化を推進する必要があるため、非現地の建替えも法定建替えとして実施できれば住宅整備を円滑に進めることができ。 ○小規模な団地を集約して建替えをしたと考えているが、事業を早期に進めるためには公営住宅法の基づく明渡請求が必須であり、「非現地」での法定建替えが行えるよう緩和を願っていた。 ○公営住宅は8地域38団地986戸で広域的に拡散し、大半が耐用年限を過ぎた老朽化した木造・耐火住宅であって、修繕費用の増や安全面の問題、生活様式の変化に伴う居室の増加等の需要変化をみずして階次用途止しが必要が出てきているが、既存入居者の住み替え先等で難航することあり、現行の制度では計画的な用途廃止や建替え、集約化といった整備再編をスムーズに進めることができない。 ○任意建替えでは法に基づき明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。 ○老朽化した小規模団地を中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化は実施していない。(用途廃止予定辺りの常営住宅に転換している。)しかし、現在見直しを進めているストック総合活用計画(長寿命化計画の策定)の中で、団地の再編・非現地建替えを推進することが必要と考えられることから、今後は集約による非現地建替えの計画も想定され、円滑な建替えを進めていく上で提案の実現が望まれる。 ○長寿命化計画等で非現地統合建替等を計画しているため、「現地要件」が緩和されると円滑に計画実行できると考える。 ○近年の建替事業は、老朽化した小規模団地を中規模・大規模団地の建替えに合わせ集約化しながら、需要に即した建替えを実施している。法定建替えの要件には、現地建替えや建替え戸数等の要件があるが、統合・集約型の建替事業に関しては、これらの要件に合致しない場合が多く、任意建替えを選択せざるを得ない状況がある。こうしたことから、個別小規模団地を含む一体的な建替事業を計画する場合でも、法定建替えとなる要件の緩和を図ることで、円滑な事業の実施が期待できる。	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○現在、立法時には想定されていなかった人口減少社会が到来し、公営住宅の建替・集約化の必要性が公共の観点から高まってきている。 ○さらに、公営住宅は、低額所得者に対して低価格な家賃で住宅を提供するという公共的を有するものであり、民間住宅とは異なる性格を有している。 ○以上を踏まえ、非現地建替えにおける明渡請求の可否については、民間住宅と同列に考えるのではなく、公営住宅の性格、建替え・集約化の公共的な必要性等を踏まえ、公共政策的な観点から、別の判断が可能なものではない。	○そもそも、新たな場所に公営住宅を建設するにあたり、現に存する公営住宅を売却しなければならぬとする必然性を立証することは困難と考える。 ○そのように、行政側の公共政策的な必要性(ストック総合活用計画、長寿命化計画等)に基づく公営住宅の集約による団地経費の効率化やコンパクトシティの実現などがあれば、民事裁判に訴えることもせずに入居者を強制的に新たな場所に移住させることを可能とする制度改正を行えば、行政側の都合だけで現入居者の「これまでの住居」に慣性が高いとする権利を強制的に侵害することが可能となってしまうし、またそれに対する防止もないこととなることから、たとえ公営住宅法第39条から第43条までの入居者保護規定を非現地建替えの場合にまで拡大適用するなどのいかなる条件を付したとしても、現地要件を外すことは不相当であり、現行制度を維持するべきものと考えられる。	＜平27＞ 【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (イ)公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方を直めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (イ)公営住宅建替事業(2条15号)については、現在、売却すべき公営住宅等が存していた土地(隣接を含む。)での建替えのメリットが大きいとされているが、これに加え、複数の公営住宅の機能を集約する場合には、移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに配慮し、売却すべき公営住宅等が存していた土地に近接する土地への建替えも対象とする。	法律	平成29年中	下記の閣議決定を踏まえ、公営住宅法の改正を含む、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が第193回国会に提出され、4月19日に成立(4月26日公布、7月28日施行)。 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)の業務付け・枠付けの見直し等 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193)(イ)	
81	横手市、天童市、長野県、高知県 ○公営住宅の公募状況をみると明らかに応募が集中する比較的新しい住宅と全く応募がない老朽化した古い住宅にわかれ、比較的新しい住宅は全体の3割程度しかなく(供給が不足している。また、高額所得者は年間12程度であるが、収入超過者は0人いる。しかし、収入超過者に対し明渡請求が出来ない中で、住宅に困窮して待機している入居希望者の支障になっている。 ○入居募集への応募倍率が平均6~8倍である一方、収入超過者は322世帯にのぼる。また、建築費が高い公営住宅の再入居維持管理費は約14万円となっている。多額の維持管理費がかかる中、入居資格のある低所得世帯が入居出来ず、収入超過者が長期的に入居している不公平な現状は改善する必要があると考える。	【全国知事会】公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による修正を許容すべきである。 【全国市長会】提案団体の提案の実現に向け、地域の実情に応じた収入基準の設定などについて積極的な検討を求める。	＜全国一律に基準を定める必要性＞ ○高額所得者の収入基準については、地域により住宅の供給状況や実質賃金は異なっており、全国一律に「ほぼ全国どこでも」持ち家を購入できる水準とする必要はないのではないかと考える。 ○全国一律の基準とすべき合理性があるのであれば、全国各地の住宅供給状況や家賃相場等のデータを踏まえて、お示ししたいと考えている。 ○保護の必要性が相対的に低い高額所得者の全国への転居まで保障する反動的な効果として、入居を必要とする低所得者の入居を助けることとなり、公営住宅の本来の目的に反するのではないかと考える。 ○責省実施のアンケートでも、条例委任を受けて基準の引下げを行うニーズが明らかとなっており、条例委任を行うべきではないかと考える。 ○条例委任する場合、国の基準は維持したうえで、特例を認ける必要のある団体のみ条例で定めることができるような制度設計も考えられるのではないかと考える。	○高額所得者の中には、公営住宅を明け渡した後に別の民間賃貸住宅等に入居しようとしたとしても、当該民間賃貸住宅等における入居条件次第では必ずしも入居できるとは限らないことから、高額所得者が公営住宅の明渡請求を行うに当たっては、その基準は高額所得者が全国一律にほぼ全国どこでも持ち家を購入できる程度の水準とするべきもで検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ○仮に高額所得者基準を条例に委ねることとした場合、各地方公共団体のそれぞれ事情により自由に基準を引き下げることもできるようになるが、高額所得者といえども現在の基準以下である限りは公営住宅に引き続き住んで構わないとしている現状の中で、特段の法的保障もなく現在の生活基準を根こそぎ奪うこととなる明渡請求の対象を、各地方公共団体の裁量範囲で自由に設定できるとすることについては、慎重に考える必要がある。したがって、高額所得者基準については、現行制度を維持するべきものと考えられる。 ○なお、借地借家法においても、建物の借賃を増額する場合には相当の理由の立証が求められることとなるが、それとの均衡を考慮しても、明渡請求の基準を各地方公共団体の裁量に委ねてもよいということにはならないと考える。	＜平27＞ 【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (イ)公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(施行令9条)については、現在、全国一律に改定を定めていないが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (イ)公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(29条及び施行令9条)については、一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることを可能とする。	法律	平成29年中	下記の閣議決定を踏まえ、公営住宅法の改正を含む、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が第193回国会に提出され、4月19日に成立(4月26日公布、7月28日施行)。 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)の業務付け・枠付けの見直し等 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193)(イ)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
184	B	土地・建築	住宅地区改良法に基づく改良地区指定及び事業計画の決定に係る手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出をすれば、都道府県を經由しなくても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を經由する必要があり、都道府県における内部の事務処理に2～3週間を要している。 【注】都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。 【見直しによる効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2～3件ある。この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を經由する必要があり、都道府県における内部の事務処理に2～3週間を要している。 【注】都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。 【見直しによる効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	住宅地区改良法第4条第2項及び第5条第1項	国土交通省	京都市	施行者たる市町村が住宅地区改良法第11条第1項、第13条第1項又は第15条に基づき不良住宅、改良地区内にある土地等を取得等する場合には、同法第16条第1項に基づき土地収用法を適用することとされていること。同法第17条第2項により、市町村が起業者となる場合(同条第1項各号のいずれかに掲げるものときを除く。)には、起業者を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うこととされていることから、上述の住宅地区改良法に基づく取得等を市町村が行う場合には、取得等の対象となる起業者を管轄する都道府県知事の認定を受ける必要がある。 また、住宅地区改良法上、住宅地区改良事業は原則として市町村が施行者となる(同法第3条第1項)ものであるが、都道府県も市町村と協力して改良地区内の不良住宅の解消に努めるべきことから、都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対する補助金交付者である(同法第2条)とともに、住宅地区改良事業に関して市町村に対し技術的援助を行う者でもある(同法第32条)とされている。このような事情に鑑みれば、国土交通大臣が住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づき改良地区を指定し(同法第4条第1項及び第2項)、及び施行者が事業計画を国土交通大臣に協議する(同法第5条第1項)に当たっては、都道府県としても改良地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある。 したがって、御提案のような住宅地区改良法の改正を行うことはできない。 なお、京都市が施行中の3地区における進捗の事業計画変更の申請については、いずれも市からの申請日の同日又は翌日付付て府から国への進捗がなされている。(平成26年3月19日申請、平成26年3月20日進捗の2件及び平成27年3月13日申請、平成27年3月13日進捗の1件)	貴省の回答は、①土地収用法との関係で、改良事業を行う際(土地等を取得する場合)に都道府県知事の認可が必要であること、②都道府県が補助金交付者であること、③都道府県が住宅改良事業に関して市町村に対して技術的援助を行うことから、都道府県も改良地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある、という理由を以て、改良地区指定及び事業計画の決定において都道府県を經由する必要がある、というものであると理解する。 回答のとおり、確かに都道府県も改良地区指定及び事業計画について把握しておく必要はあると考えられるが、把握するという目的を達成するためには、改良地区指定及び事業計画の決定後に、市から都道府県に対して申請書類の写しを提供することなどで対応可能であり、必ずしも改良地区指定及び事業計画の決定において都道府県を經由する必要があるという理由はならないと考える。 事務の簡略化と手続きに要する時間の短縮のため、適切な措置を講ずることを求める。 なお、本市から府への申請日及び府から国への進捗日が近接しているという点については、実務として府との協議を行い、整った時点の付付て市から府に申請しているためであり、実際には府との調整が整い、申請を行うまでに2～3週間を要している。	
226	B	土地・建築	一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。 【支障事例】 生活保護受給者等については、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を取取る。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入力し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居中に生活保護を受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。 公営給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定を認める場合の要件等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	社会的弱者への対応の観点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。	
227	B	土地・建築	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人からの申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 公営給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	社会的弱者への対応の観点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解		補足資料
287	B	土地・建築 地方に対する規制緩和	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する小規模多機能型居宅介護事業、等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅即地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 【支障事例】 兵庫県内の公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治体機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよ「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興公営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、借率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を確保するため、事前相談（平成24年2月）から事業開始まで約10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅で介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営むためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」ような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	国土交通省、厚生労働省、兵庫県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	各府省からの第1次回答	国土交通省は、本年度「少子化・人口減少に対応した地方創生施策の推進」において、既存の住宅即地の建て替えを機に、福祉施設や医療施設等の整備を進めるスマートウェルネス住宅の実現に取り組んでいるほか、UR団地内に医療・福祉・子育て支援施設等の誘致を推進している。 本県では、災害復興公営住宅に地域住民との交流拠点としてコミュニティプラザが設置され、高齢者の見守りや直支支援の拠点となってきた。公営住宅の入居者の高齢化が急速に進むなか、介護や食事の手伝いなどの生活支援は、安心して住み続けるために必要不可欠である。 小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」だけでなく、「泊まり」を組み合わせたサービスであり、既存ストックの有効活用や公営住宅の福祉拠点化の趣旨に沿ったものと考える。		
289	B	土地・建築 地方に対する規制緩和	特別賃貸事業常駐住宅の入居促進を促す制度変更の改正	入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に集って円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度常駐住宅の用途変更に関する制度変更の改正	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅（「地域特別賃貸住宅」と特定公共賃貸住宅」の2種）の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い（前掲）一方、合衆の公営住宅の入居率は9割を超えている。 【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けに地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の定義に、地域特別賃貸住宅が入っており、公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模移転等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または追加等で明文することを求める。 ※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、（以下略）」 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅即地のストック活用にもつながる。	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号	国土交通省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西道庁	地域特別賃貸住宅は、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項により採用される同要綱第17条第4項第7号に基づき国土交通大臣等の承認を受けることで、用途変更のために地域特別賃貸住宅の廃止を行い、公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）へ用途変更することが可能である。 また、（用途変更後の）公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）については、公営住宅等ストック総合改善事業により、個別改善事業（規模増改善を除く。）の対象とすることが可能であり、御提案については現行制度で対応可能である。 なお、御提案については「現行制度で対応可能である」旨を提案団体に対して、内閣府地方分権改革推進室を通じて既「回答済み」であり、重ねて通知等を出す必要はないと考える。			
305	B	土地・建築 地方に対する規制緩和	地方公営住宅の賃借に関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃借住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同条第3号に定める保証人に関する規定の削除を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における即地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の質の充実のためには、学生に公社即地に住んでもいい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と学校法人等が連携して公社即地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号においては、賃借人の資格を厳密に定めており、学生を入居させようとする学校法人等に賃貸することができない。 また、同条第3号の「重要な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合には、保証人を得られず賃貸に至らないケースや、経営借入である従業員が個人保証するといった矛盾が生じている。一方、公営住宅やUR（都市再生機構）住宅については法令上保証人を求めない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするのと、同条第3号の規定を削除するよう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留學生の入居用として活用したい学校法人と協定書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の入替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原状回復等について、間に入った学校法人と協議が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結するため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・（連絡もなく突然帰国する留學生があり、）契約者になつた住居の退去事務等が増える場合がある。	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び3号	国土交通省	大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市	地方住宅供給公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和の可否について、御提案に対応した場合同様に地方住宅供給公社の運用への影響等の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	国土交通省による調査等を早期に実施されるとともに、その結果を踏まえ、提案事項に係る条例の改正を、お願いしたい。		

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
						平成23年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成22年11月付「国政調査」抜粋内容) ※平成24対応方針(平成23.10閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成24>として併記 ※平成25対応方針(平成24.12閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成25>として併記 ※平成26対応方針(平成26.12閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成26>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況
287			【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		○第1次回答でもお示した通り、「公営住宅の空き室を目的外使用とすることで、小規模多機能型居宅介護事業を行う」具体的なニーズの説明が提案団体から得られていない中で、小規模多機能型居宅介護事業は実態面ではなく「適い」を中心(厚労省作成資料による)とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、「住宅に困難する低額所得者」に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸することに係る公営住宅制度の趣旨・目的(公営住宅法第1条)とは異なるものであるため、小規模多機能型居宅介護事業を同法に基づく目的外使用の対象となるグループホーム事業等と同様に扱うことはできない。				
289	東京都		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○地域特別賃貸住宅制度は特定優良賃貸住宅制度の前身の制度であり、平成5年度に廃止されている。したがって、地域特別賃貸住宅の取扱いについて現行の地域優良賃貸住宅制度要綱に記載する場合には、同要綱の附則において規定することが適切だと考える。現に、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項に地域特別賃貸住宅の同要綱における取扱いについて既に規定がある。 ○なお、第1次御提案の内容が現行制度で対応可能である点は、第1次御提案を正式に頂く前の段階で、内閣府地方分権改革推進室を通じて回答をし、その段階で提案団体からは回答内容について御理解を頂いたという経緯があったところ。				
305			【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		御提案内容の実現のために必要となる関係省令の改正に向けて、早急に検討してまいります。	6【国土交通省】 (13) 地方住宅供給公社法(昭40法124) (イ) 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行規則13条1号)については、省令を改正し、平成27年度中に「学校法人」を追加する。 (ロ) 地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定(施行規則15条3号)については、賃貸人が賃借人の保証人の有無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃止する。	省令	平成28年3月31日 公布・施行	地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第27号)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
102	国・地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金事業における「年度間調整」について	社会資本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求めらる。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該年度の交付決定額を超過して実施しても、翌年度の交付限度額内における増額調整は認められていない。 【支障事例】 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右している。 【制度改正の必要性】 国が提出した社会資本整備総合交付金交付要綱で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は市町村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少なくても、市町村は、予算額に合わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整（交付金が余れば翌年度の交付限度額から減額）だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	社会資本整備総合交付金交付要綱第7 2項及び3項	国土交通省	長岡市	○ 社会資本整備総合交付金は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第16条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が実施する社会資本整備総合交付金に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交付金を配分しているものである。 ○ ご提案の「増額調整」は、計画に配分された交付額が要望額を下回る場合において、当該年度にその交付額に相当する事業費を超過して事業を実施し、超過した事業費に相当する国庫交付金を次年度に交付することを求めるものであると理解する。 ○ 年度間調整は、事業の進捗が進まず、交付決定額と実際に実施した事業規模に相当する交付額（通常の国庫費で算定した交付限度額）の差が生じた場合、通常の補助事業であれば繰越や返還に係る手続きが必要となること、通常の国庫費で算定した交付限度額以上の国費を当該年度に充て、次年度の交付額からその超過額を控除することを認めることにより、地方公共団体の繰越や返還に係る手続きに係る負担の軽減を図るものであり、ご提案の「増額調整」はこの制度趣旨とは異なるものである。 ○ また、社会資本整備総合交付金は、国庫補助金として、国としての政策上の必要性や優先度を踏まえ配分を行っていること、ご提案通りの措置を認めた場合、地方公共団体からの判断により実施した事業量に同じ配分することとなるため、国庫補助金としての性格上、適当でないと考えている。 ○ 加えて、厳しい財政状況の中、ご提案の通りの措置を認めた場合、交付額を超過して事業を実施した地方公共団体に対し、その超過額を優先的に配分することを約することとなり、予算配分が確定的となる結果、国として進めるべき優先課題への対応が困難になるといった問題や、地方公共団体において新たに生じた事業ニーズに対する財政的支障が顕在化するという問題が生じる懸念がある。 ○ 以上のことから、ご提案の「増額調整」を認めることは困難である	○ 副回答の考え方は、概ね理解しており、現行制度では、翌年度間調整はできない。 ○ 制度は、計画的投資事業であり、地方にとって計画的に進めてきた事業の中止は難しい。そのため、ニーズや大きな政策課題に対応した予算措置については、引き続き尽力を願いたい。 ○ 社会資本整備総合交付金制度は、地方の数量の向上や事務手続の簡素化など、地方にとって使いやすい支援措置として、多くの自治体で良い制度と評価しているものと理解している。地方創生の必要性が問われている中、制度の進化を期して提案を行う。 ○ 財政状況が厳しい中、今後も今年度と同様に厳しい配分の傾向が続くことを懸念している。 ○ より具体的な提案は、別紙のとおり。制度改正を伴うが、これにより、地方の予算が国の予算に左右される大きな課題は解消されると思われる。	有
143	国・地方に対する規制緩和	土木・建築	砂防関係事業の構造協議の緩和	防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画（土石流対策の設計概念やえん堤の取付位置の妥当性の確認）の認可を国から受けている。平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議（構造協議）することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。そのため、事業着手後の構造協議について緩和を願いたい。	【支障事例、制度改正の必要性】 昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。 事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度は、えん堤軸について11箇所、えん堤の工法・構造について10箇所の構造協議を国と実施したが、構造協議に向けた資料作成、国機関への出張等、輸送が可能であったと思われる日数が、1週間程度であったとされている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。 【懸念の解消】 構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考えられる。ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えられるため、事業着手後の構造協議については、最低限必要となる資料について、統一した作成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面と比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考ええる。	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18日付け事務連絡（国土交通省水管理・国土保安局 砂防部保全課後援調整室通知）	国土交通省	岐阜県	提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、最低限必要な資料を明確にし、都道府県に通知することを検討する。	構造協議の簡素化が着実に実施されるよう、対応願いたい。	
163	国・地方に対する規制緩和	消防・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により消防事務に限定されている。地震等の大規模災害では、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、消防団の一部（消防団の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第36条第3号）に規定する「救助に関する業務」（大規模災害指針（平成12年消防庁告示第1号）第4号）に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警報、防除等に関する業務」を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない（岐阜市では、29水防団1613名がいる。）。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危機感されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起きた場合、市民による「自動」「共助」が不可欠となること、これを支援するための「公助」もまた不可欠である。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正（案）】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防団が他の消防事務に係る関連法規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の先発を図ること、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければならない。救助活動等に要する十分な効果を上げることができない。	水防法第1条、3条、第6条の2 災害対策基本法第84条	総務省、国土交通省	岐阜市	水防団は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害を予防し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」（消防組法第1条）を職務としており、水防の任務を有している。 他方、水防団は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防制し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持すること」（水防法第1条）を職務としており、消防事務のうちの水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事項に特化した組織となっている。したがって、水防団の職務に新たな消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり、適切でない。 また、水防団の業務等を修正することにより消防組法上の組織として位置付ければ、水防事務及び大規模災害時における「救助」に関する業務（消防団の整備指針第36条第3号）等の限定された消防事務を担当するとは可能であり、現行法に対応できる。 なお、この場合、公務災害補償は消防組法により受け付けることができる。 上記のことについては、水防団が存する道府県を通じて周知をまいりたい。	専任水防団の必要性については、本提案で説明したとおりである。 水防事務を担当人材・組織を確保し続けなければならない。水防事務のみを行うことを条件とすることで、何かが水防団への入団者を確保しているのが現状である。そのため、消防業務を兼任させることを難しいことを理解された。 貴省の1次回答では、「水防団を市の条例等により消防組法上の組織として位置付ける」ことを提案された。 しかし、大規模災害時において救助に関する業務を行うとしても、日常業務として水防業務のみを行うのであれば、組織の性格上、水防法上の水防団として位置付けられるべきものであると考える。むしろ、組織の位置付けのような水防団の根幹となる部分ではなく、所掌事務の一部を追加することを求めるものである。 かかる理由により条例によって水防団を消防組法上の組織として位置付けることは、地方自治法第14条の規定に反し不可能ではないかと考えられるが、仮に可能であるとすれば、その根拠とともに通達等で示された。	

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
102	船代市、横手市、小山市、鶴子市、相模原市、茅ヶ崎市、上越市、野々市市、伊東市、高田市、豊前市、八尾市、姫路市、香敷市、宇部市、玉名市、宮崎市、福岡市、厚木市	<p>○社会資本整備総合交付金事業にかかる実質的な国庫率は低下の一途をたどっており、要望額の2分の1程度の交付決定しか実行されず、整備計画に位置づけられた事業の推進に支障をきたしている。</p> <p>○社会資本整備総合交付金交付受領が改正され、都市再生整備計画事業に関する事業の支援対象やいつても大都市圏内(圏外)に補助の導入が必要となる。予算を執行する際、国庫補助交付額の負担割合が変動になると、計画を遂行する状況が考えられる。今年度においても、要望額に対して内示額が不足する下回るなど、当初予定した整備事業の進捗に支障をきたしている。地元側等に対しての状況も計画に支障をきたしている。今後、制度改正の緩和及び要望額と内示額の補てん調整等対策の必要性を感じている。</p> <p>○地方債の繰上返済等により、都市再生整備計画事業においては、社会資本整備総合交付金は本市町村によって欠かれない財源となっている。このような中、今年度は交付金内示額が要望額を大きく下回っており、市道と接続する農道の開通に支障をきたしてしまつた。また、このような交付金内示額が毎年続いた場合、計画自体が立てられない状況となってしまつた。また、計画に位置づけられた事業が整備されず、計画の範囲内であれば市町村が自由に執行できれば、計画期間内の整備が可能となる。</p> <p>○狭い道路整備事業については、将来的には事業計画を策定し計画的に整備を進める予定であり、そのため社会資本整備総合交付金の計画期間における年度間調整等の運用の緩和において、事業実施状況に応じて柔軟に対応することが有効であると考えます。</p> <p>○今年度の交付金内示額が要望額を下回ったため、当初想定していた交付金の不足を単費で補うこととなった。本事業は、事業の先送りも難しいため、特定財源が確保できない、厳しい財政状況の下での事業実施となっており、今後の事業スケジュールへの影響が懸念される。本市の本事業は、URの団地建替事業に合わせて関係機関とスケジュール調整の上、事業の実施しており、事業の先送りは事業全体に影響を及ぼし、事業の継続性に影響が出る。そのため、制度を緩和することによって、計画的な予算編成により、効率的な事業推進が可能となる。</p> <p>○「整備の必要性」公共下水道事業は、「法律補填」であり、平成27年度事業は、交付金を満額交付されているが、「社会資本整備総合交付金」による年度別計画を立てながら事業を実施しているため、交付対象にも関わらず、交付金内示額により、どうしても当年年度に実施できない事業や、市単独で実施している場合もある。また、事業費によっては翌年度に延期しており、社会資本整備の目標が達成できない恐れも生じているところから、整備計画期間内での事業年度間調整等の制度が必要であると感じています。都市再生整備計画事業について、関係事業の進捗状況が異なる計画はそれぞれで進捗している。</p> <p>○交付金内示額が要望額を大きく下回り(要望額に対して45%の事業有り)、予算が執行停止となった結果、住民の期待を裏切ってしまう。</p> <p>○前年度において、交付金総額381,700千円(事業費ベース)に対して決定額196,221千円で185,479千円の減額交付となり、特に総合交付金では、158,259千円の大幅な減額となりました。このことより道路改良事業の進捗が大幅に遅れている状況です。</p> <p>○平成27年度の決定額(通常-防災安全の合計)は要望額の約6割であり、事業期間の見直しをせざるを得ない状況となっている。ここからは補正で歳入予算の減額、併せて、歳出事業費の減額対応により対応している。決定額が要望額を大きく下回ることから、今年度の大幅な交付金の取組について国土交通省への要望を改めて実施している。</p> <p>○交付金の内示率の影響により、当初予定していた補填額に足らない分は、単費で補う等、事業執行に大きな影響が出ている。特に関係委員会に補填計画に基づく事業については、全体の取組進捗に大きな影響を及ぼすことになるため、長期計画を立てるにあたり、大きな不安要素となっている。</p> <p>○要望額に対して45%程度の交付決定となっており、計画的な事業実行が困難となっている。</p> <p>○【支障事例今年度】土地改良事業や道路整備事業の交付金内示額が要望額の27%しかないなど、多くの事業で内示額が少なく、予定していた事業の一部を先送りするとともに、地元権利者との約束等により多岐にわたる事業については単独事業に切り替える等が認められている。【制度改正の意向】長期間調整事業のとり。</p> <p>○公営住宅ストック総合改善計画に基づき計画的に建替等を実施しており、長期安定的な住宅供給のために社会福祉施設により建築物の活用が重要と考え、内示状況が厳しい場合も単独事業で住宅供給促進事業を実施している。国庫執行状況をみると、内示に応じた事業量の調整等により事業実施額が当該年度の交付決定額を前年と同等とあることから、その翌年度以降における交付決定額の確保ができればより多岐にわたる事業については単独事業に切り替える等が認められている。【制度改正の意向】長期間調整事業のとり。</p> <p>○全体設計(複数年工事)で認められた工事の、翌年度以降の予算が確保されたものとなっていないため、工事発注時に翌年度以降の交付金が必要額交付されなかった場合の対応を関係部署と調整後に見送る必要がある。</p> <p>○関係整備事業においては、交付金が要望額を下回った場合、単独費を上乗せし、事業費を減らすことなく実施している。これは、供用開始時期が先送りできない事業や、事業の進捗段階において、関係地権者や地元自治会等と調整の上、事業の実行について調整を行っている場合、交付金の不足から事業費を減らすことができない現状を踏まえた対応である。この単独費上乗せが少なからず財政を圧迫しているのは事実である。</p> <p>○要望額と内示額の差額が大きく、事業の遂行に重大な支障をきたしており、計画的なまわりの進捗を進めることができない状況にある。また、年度間調整については、2年度にわたることで、計画より交付決定が認められているような、計画期間内における年度間調整が可能となるような制度であれば、計画期間全体で要望額と内示額の差額を埋める調整が図りやすくなり、円滑な事業の遂行が図れると考える。</p>	<p>○ 前回の回答で申し上げたとおり、社会資本整備総合交付金は、国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で配分を行うものであり、ご提案のとおり地方公共団体が実施した事業量に応じて配分することは、国庫補助金の性質と相容れず、提案を要り入れることは困難である。</p> <p>○引き続き、地方公共団体のニーズも踏まえ、真に必要な社会資本整備のために必要な予算の確保に努めるとともに、適切な予算配分に努めて参りたい。</p>						
143	福岡県	<p>○提案内容と同じ支障事例あり、解消策についても同意見である。整備局の構造協議に資する説明資料の作成等で日数を要するため進捗が遅れる場合がある。</p>		ご提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、対応を検討しているところである。	6【国土交通省】 (1) 砂防法(明30法29) 砂防事業における国土交通大臣の認可(施行規程(明30法令28)28条の3)後に、「砂防事業全体計画、構造協議等の今後の進め方について」(平成24国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課)に基づいて実施される構造協議については、協議が円滑に実施できるよう最低限必要な資料を明確化するため、当該通知を平成27年度に改定する。 【措置済み(平成27年12月3日付国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課通知)】	通知	平成27年12月3日	砂防事業における構造協議で使用する資料について(平成27年12月3日付事務連絡)	
163	岐阜県	<p>水防団の任務の拡大については、水防法の目的に関わるため、当団体としても関心に対して要望を行っているところである。関は、水防法の目的から、水防に及ぶもの以外の任務を担う制度改正は困難である。水防の範囲に含まれる任務の拡大については、引き続き検討する。との見解である。なお、現行制度上、消防団が水防を兼任し、消防団として水防活動を行うことも可能との助言があった。 当団体の新任水防団員数は、岐阜市を含めて2,345人(H25.4.1現在)で、大規模、静岡県に次ぐ全国第3位の規模となっているが、公務の対象となる任務が限定されていることは、水防団員の確保対策としても課題となっている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。</p>		<p>一次回答でも述べたとおり、水防団は、消防事務のうちの水防に関する活動として行うその他の活動に関する業務に特化した組織であり、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防団に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり適切でない貴市の提案については、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別区分及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防団における「救助に関する業務」(消防の整備維持計画3-9-2(災害対応)等)の一部の消防事務とすることにより解決を図ることが考えられる。</p> <p>【消防組織法第1条において消防の任務には水防が含まれること、水防法第3条第3項において消防機関が水防の任務を行うことが規定されていることから、消防団員を機能別団員が水防業務を行うことは消防団員及び水防法には違反しないと考えられる。】 この場合、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動することによって可能であることとを明確化するため、水防団が存する地方公共団体に平成27年中「通知する。」 【措置済み(平成27年12月1日付国土交通省水管理・国土保全局河川課環流通知)】</p> <p>上記の方法であれば、現在の水防団員が、水防業務を行いつつ、大規模災害時における「救助に関する業務」等の一部の消防事務を新たに担うことが可能である。 このことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。</p>	通知	平成27年12月1日	水防団の所掌事務等について(通知)(平成27年12月1日付国土交通省第26号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
7	自地方に対する規制緩和	環境・衛生	下水道管渠の更生工法に対する交付対象条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たしているかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の事手続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を求められ、項目ごとにガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」でもとにしている。 しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす可能性がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	下水道管渠の更生工法による製管工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	国土交通省	福井市	ご指摘の「建設技術審査証明」は、工法もしくは材料等が開発者が定めた水準に達しているかどうかを審査するものであり、交付金の対象として国が求める性能を担保するものではないことから、別途個別協議を必要としている。 なお、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」は、技術の進展などを踏まえて、適宜改定を行っていることから、現在対象外の工法についても、技術が確立されたものは、順次適用対象とする方針である。	①建設技術審査証明は、権威ある学識経験者による委員会を設け、国土交通省並びに関係各機関のニーズ及び国等が定める技術方針に照らし、公平かつ公正に審査されたものである。建設技術審査証明事業(下水道技術)実施要綱第4条ニ号による技術達成型は下水道機構が示した審査基準等の確認条件を満たす技術であり個別協議を不要とすることができると考えられる。また、実施要綱第4条一号による開発型は、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に項目がなく開発者が定めた水準を審査している。しかし、交付金の対象の実績も多数あるため個別協議を不要とすることができると考えられ、併せて、事務手続きの簡素化をお願いしたい。 ②「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」の改定は、適宜改定となっているが、技術の進展などを踏まえ、改定が進んでいないことから、技術が確立されたものは、関係各機関へ個別協議が不要とする旨の通知をお願いしたい。	
70	自地方に対する規制緩和	運輸・交通	国有港湾施設の使用用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどを使用する場合、港湾管理者の責任と容量に変わ、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国庫幹工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における国庫を担う地方公共団体でもる港湾管理者の責任と容量に変わ、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合において国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国土交通省	富山県	国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した港湾施設である。当該施設は、用途・目的をもった公共の用に供する国の行政財産であり、本来、国は自ら当該施設について管理しなければならないが、港湾法では、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理ができるよう、国有財産法の特例として、港湾法第54条に基づき、国有港湾施設について、国から港湾管理者に管理委託を行うこととしている。 地方、管理委託を行った場合であっても、こうした行政財産としての性格や管理主体そのものに変更が生じるわけではなく、管理の専断は委託者たる港湾管理者が行うこととなるが、委託者である国としても、当該事務が適切にされるよう、監督する責任を有している。 したがって、管理委託された国有港湾施設について、本来の用途以外の使用が行われる場合には、当該使用により施設機能に支障が生じないか、港湾施設の機能維持に必要な施設の維持・管理に支障が生じないかなど、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国による承認に係らざることを、国が責任をもって確認することとしている。 このため、ご提案の「地域の活性化を目的としたイベント」については、港湾施設の本来の用途とは異なるものであることから、行政財産である港湾施設の適切に維持管理を確保する観点から、施設の所有者である国が、本来の用途又は目的を妨げない程度であるか否かについて、審査・判断が必要である。 以上から、国有港湾施設を「地域の活性化を目的としたイベント」などで使用する場合について、これを軽微なものとして一律に承認手続きを不要とすることは適当ではない。 なお、使用の範囲が小規模にとどまるもの等、当該施設管理に与える影響が軽微と認められるものについては、国による承認は不要としており、小規模な使用にとどまる「地域の活性化を目的としたイベント」については、国による承認は不要である。	「地域活性化を目的としたイベント」は、施設の改修を伴わず、一時的に港湾施設を使用する場合はほとんどであり、また、港湾管理者が、当該使用により施設機能への支障や施設の維持・管理への支障をもたらすことがないかと確認している。 国有港湾施設の管理委託契約書において、他の用途への使用であっても使用面積が小規模な場合は国の承認が不要とされているが、この承認が不要な場合として、「施設の改修を伴わず、一時的(例えば1日)に使用する場合」を加えていただきたい。	
132	自地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害時における放置車両の移動制限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを開通に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、中心をなさない程度での被害を容認するとともに、併せて撤去補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害とならない車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両等の他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる前線強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨港部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両が被災現場に迷り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路閉鎖を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】 臨港部において、発災時に迅速な道路閉鎖による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨港部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	内閣府、国土交通省	東京都	○ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかについて、現行法制での対応の可否も踏まえて、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいります。	臨港部には、大型船舶が接岸できる前線強化岸壁を備え、東京都の地域防災計画の中で広域輸送基地に位置づけられたふ頭があり、救出救助活動や緊急物資輸送等を展開する上でも非常に重要な活動拠点となる。また、災害拠点病院や応援隊の活動拠点となる大規模救出救助活動拠点、国庫連携して応復旧活動を行う基幹的広域防災拠点など、いずれも防災上重要な拠点が臨港部には数多く存在しており、緊急輸送道路に位置づけられた臨港道路は、これらのネットワークを形成する重要な施設である。 発災時に車両が放置された場合には、これらの臨港道路の通行が遮断される可能性があり、救出救助や物資輸送等に多大な影響を与えかねないため、ご回答のとおり災害対策基本法の改正等を前向きにご検討していただきたい。	

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
7	浜松市、沼津市、豊橋市、宮崎市 ○下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業企画専門部会事務連絡)(G)の要件で個別協議を行い管更生工事を実施した事例があった。今後も新技術・新工法の開発により、協議を要する事例が生じると考えられるが、建設技術審査証明が取得済みの工法においては、協議にかかる時間と努力を削減するため、個別協議の簡素化を図る。 ○自立型による製管工法を検討し、支障事例と同様の処理にて、個別協議資料作成から協議終了までに多大な時間を要した事例がある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		下水道管きよの更生工法は交付金等の適正な執行を確保する観点から、所定の品質を確保できることを確認するため、 ・「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に基づくものであること ・それ以外の場合は個別協議によることを交付条件としている 建設技術審査証明事業は特定の現場での技術の品質が基準に適合することを保証するものであり、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」のように、一般的な現場における品質を確保するものではないため、個別協議を不要とすることはできないが、建設技術審査証明を取済済の工法と一定の技術的知見の蓄積があるものについては、その内容を前提とした個別協議により、簡素化を図りたいと考えている。 「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」についても、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、日本下水道協会と引き続き適時適切に協議を行う。	【国土交通省】 (1)「下水道基本整備総合交付金」 (1)「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保安局下水道部「下水道事業」)に基づいて国土交通大臣と個別に協議を行うこととされている工法については、日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できると見られ、当該通知を平成27年度中に改正する。 (2)「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」(平26国土交通省水管理・国土保安局下水道部「下水道事業」)において、交付対象となる工法に適用すべき基準とされている「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平23日本下水道協会)については、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、日本下水道協会と引き続き適時適切に協議を行う。	通知	平成28年1月18日	下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について(平成28年1月18日付け下水道事業企画専門部会事務連絡)	
70	○イベントの使用を認めた事例はあるが、1日以内であり、国への承認申請までは行っていない。事務の簡素化を図るため、使用期間が短期間の場合は承認を不要とする改正を要望する。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重された。		「施設の改修を伴わない、一日の利用の場合」であっても、目的や規模などによっては、施設管理に与える影響が大きい場合も想定され、管理委託である間においても当該施設の使用について審査することが必要であることから、一律に承認手続そのものを不要とすることは適当でない。 なお、承認手続が必要な場合であっても、定例的に使用する場合には、速やかに承認するよう柔軟な対応を行っている。	【国土交通省】 (4)港湾法(第25法218) 国や港湾施設を他の用途・目的に使用する場合の国の承認(施行令第4条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施を図るため、制度の適正な運用に資する処理要領とともに申請の要否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年中に通知する。	通知等	平成28年6月23日	国や港湾施設の適切な管理について(平成28年6月23日付事務連絡)	
132	○震動被害は、海上自衛隊や海軍関係機関の拠点にもなっており、地震など災害時に背後側への早期の機能回復が求められる。しかし、港湾内臨港道路に設置する等による車両及び、港湾管理者の判断により、直ちに移動できないのれば、緊急車両や工事車両の通行の妨げとなり、事後復旧に大きな支障が生じることが見込まれる。このことから、本提案は本府にとっても有意義なものと思われる。 ○臨港道路は、指定都市高速道路に接続する等、都市間の道路ネットワークを構成する道路網の一部として機能しているもの等がある。災害時は、緊急車両や緊急支援物資の輸送のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確保し確保する必要がある。 ○南海トラフ地震では基本な被害が想定されており、緊急物資等の輸送を円滑に行うために耐震強化岸壁や臨港道路の整備、それに接続する緊急輸送道路の液状化対策などを実施しているが、東京都同様、放置車両等により災害時緊急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある。 ○福岡地域防災計画及び福岡市業務継続計画において災害時に下記業務を行うように定められており、支障となる車両があれば移動等を行う必要がある。 福岡市港湾局建設課の事務分掌 ①港湾施設に係る応急復旧(被害箇所の応急復旧、係留・埋岸等施設の状況確認)②臨港地区に係る災害対策用地の確保(応援活動、物資・ゴミの一時保管、応急仮設住宅等)③資材調達及び配分④港湾関係機関との連絡 ⑤福岡県緊急輸送道路ネットワークの中に、博多港の臨港道路もその一部が組み込まれており、円滑な車両の流れを確保する必要がある。 ○宮崎県の緊急輸送道路ネットワーク計画において、「臨港道路宮崎港」が第1次緊急輸送道路ネットワークに指定されていることから、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施を可能とするため、緊急通行車両の最低限の通行空間の確保が必要である。 ○横浜港においても東京港と同様に、耐震強化岸壁が存在しており、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害時緊急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 ○川崎港では、大規模地震発生時に必要な緊急物資等の輸送を確保するために必要な岸壁の整備を進めている。耐震岸壁については、平成26年11月に改訂した川崎港港湾計画において、5ヶ所が計画されており、このうち東側地区に2ヶ所の整備が完了している。東側島の耐震岸壁については、港湾広域防災区域(港湾法第155条の三の二)内にありながら、国土交通大臣は、広域災害緊急対策を実施するためやむを得ない必要がある時は、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物を使用し、收容し、若しくは処分することができるが、港湾管理者には、その権限が定められていない。現在、川崎港では、耐震岸壁において、耐震岸壁の整備を施設改修にあわせて進めており、今後、緊急物資輸送等を円滑にするための拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害時緊急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあることから、臨港道路の管理者(港湾管理者)に、放置車両等の移転の権限が必要である。 ○大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、災害時には輸送基地になるであろうふ頭を抱える臨港部は、基本な被害が想定される地域への救出救助活動及びその他の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑にするために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害時緊急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 ○災害時における放置車両への対応については、国土交通省の臨港道路だけではなく水産庁に於ける輸送施設(連絡)も対象してもらいたい。緊急時には、臨港への緊急物資輸送等も考えられるため。 ○地域防災計画に位置付けられた耐震強化岸壁に続く臨港道路上においても、災害発生時に道路内に車両やその他の物が放置された場合には、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害時緊急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○首都圏地下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定)等の各種計画における臨港道路の位置づけを踏まえ、港湾管理者による放置車両対策の根拠を災害対策基本法に位置づけることで、臨港部における発災時の迅速な道路空間、並びに、警察、自衛隊及び消防との適切な役割分担の下での災害救助活動が可能となるのではないか。 ○上記とは別に、農道や林道、漁港道路についても同様に、それらの管理者による放置車両対策の根拠の災害対策基本法での位置づけを検討すべきではないか。	【国土交通省】 (11)災害対策基本法(第36法22) 災害時における車両の移動等(76条の6)の措置については、港湾法(第25法218)に規定する港湾管理者が、その管理する道路について災害時に必要な措置を行うことを可能とする。	法律及び政令	平成28年5月20日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号) 災害対策基本法施行令		

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
97	豊橋市	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、登録の簡略化を含め、検討を行うこと。		道路運送法において旅客自動車運送事業の許可、または 自家用有償旅客運送の登録に際しては、当該運送を適確に 実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全 確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しており、 当該運送が実証実験で行われる場合であっても当該審査の 必要性に変わりはないことから、原則道路運送法上の許 可・登録が必要となる。 なお、「道路運送法における登録又は許可を要しない運 送の態様について」(平成18年9月29日付国土交通 省自動車交通局旅客課長通知)は、道路運送法における許 可・登録を要しない運送の態様についての考え方及びその 例を示しているものであるが、1の(4)に規定する 「サービスの提供を受けた者が対価を負担しておらず、反 対給付が特定されない場合」は全て許可・登録を要しない 運送の態様に該当するものではなく、通知の考え方に基づ き、個別に総合的な判断を行うことが必要である。 当該受託客側の車両を使用したり、受託者側の名におい て運送したりする場合は、受託者側においては、自動車 による運送の依頼を受け、運送経費を含んだ委託料金を収 受していることとなり、旅客自動車運送事業等に該当する ため、受託者側は道路運送法上の許可・登録を取得する必 要がある。				
171	山口県	○農事組合法人の担い手の高齢化が進んでおり、若手農業者の通年雇用が必要だと考えて います。年間を通しての活動がないことが課題となっています。 その解消に向けて、「冬期の生活道路の除雪調査」や「地産地消の食料品や生活用品などの 宅配や販売」のような取り組みが当村においても必要となっています。 【制度改正の必要性等】本県では、集落農家の法人化を進めており、また、新規就業者の集 落農家法人等への就業を促進している。米価の下落等の厳しい経営環境の中で、新規就業者 の定着のため、集落農家法人の所得確保が必要となっており、また、中山間地域においては、 高齢化する集落の暮らしを守る役割について、集落農家法人への期待が高まりつつある。 しかしながら、集落農家法人は、集落内の円滑な農地集積や多様な人材の参画・能力活用な ど含意形成を図る上で、一人一業制の農事組合法人が選択されることが多く(225の集落農 家法人の9割以上が農事組合法人)、農業以外の生活サービス業を展開しようとする場合、農協 法の規制が適用される。 また、本県では、複数の法人が連携し、経営規模の拡大や経営の多角化・多業化を進める集 落農家法人連合体(仮称:法人格は合同会社、事業協同組合等を想定)の設立を進めること としているが、これについても出資する集落農家法人(農事組合法人)の目的や事業範囲の制約 を受け、生活サービス業の展開が難しい状況である。 【参考】 今年5月に中山間地域の農事組合法人を対象にアンケート調査を実施したところ、回答した93 法人のうち、高齢者移送・生活雑貨の販売・買い物代行など生活サービス業を実施するための 農協法の規制緩和を望む法人は、約6割となった。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対 応可能」となっているが、事業関係について 提案団体との間で十分確認を行うべきであ る。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可 能」となっているが、事実関係について提案 団体との間で十分確認を行うべきである。	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して 行うとする場合に、法人格を取得する途を開くために特 別に附随した簡易な法人形態である。 このため、農業以外の事業を多角的に行うことは予定して おらず、多角的に行う場合には、簡単な手続で現在の法人 を解散することなく株式会社へと組織変更できるよう、制 度的に準当しているところである。 御指摘のあった地方創生に資する制度については、株式会 社等の多様な主体が、地方公共団体の補完的な立場で地域 再生に取り組み組織として指定を受ける「地域再生推進法 人制度」において、地域再生戦略的交付金の支援対象になる などのメリットも用意されているところであり、ご提案の 内容については、農事組合法人が株式会社に組織変更した 上で、地域再生推進法人の指定を受けることにより実現可 能である。				
285	豊橋市	【全国知事会】 路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業 に関する事務・権限は都道府県に移譲する べきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。		法第21条第2号の許可に際しては、当該事業を適確に実 施できる体制、能力が備えられているかを、輸送の安全 確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しており、地 域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に 定める基準の下で、統一的な運用により事務・権限を行使 していくことが必要不可欠である。 また、法第21条第2号の許可にあたっては、当該審査の ノウハウが蓄積され、専門性を有する国が審査することで 迅速に対応することができる。 なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一 部を改正する法律(市町村経法律第41号)により、地方公 共団体を中心となって、まちづくりと連携し、持続可能な 地域公共交通ネットワークの形成を目指すための、地域公 共交通網形成計画等の作成制度が創設されている。				

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
11	B	土地利用 (農地 除く)	近畿圏整備法に 基づく整備計画 の決定権限・各区域 の指定権限の移 譲、近郊整備区域 建設計画等の作 成に係る国同意の 廃止	近畿圏整備法に基づき近畿圏整備 計画の決定権限や、近郊整備 区域等の各区域指定権限につ いて、関西広域連合への移譲を求 めるとともに、近郊整備区域建設計 画等の作成に係る国同意の廃止 を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保 全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が 関係行政機関の長に協議して決定・指定することとなり、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計 画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければいけない。 関西のことは関西で決める、そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の実情に応じ、関西地域の特性を 生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建 設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等ができるよ うにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。	国土交通 省	関西広域 連合	近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある 発展を図ることを目的として、近畿圏の建設とその秩序ある発展を総合的に策定される計画である (共同提案)。本計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するも のであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育・観光等に関する施設の 整備に関する内容を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある ことである。 近畿圏整備計画の策定に当たっては、地方公共団体の意向を反映させるため、国土交通大臣が、関 係府県、関係指定都市の意見を聴き、意見の申出を受けたときは、遅延なくこれに回答するとともに、 適切な考慮を払わなければならないとされている。地方公共団体の意思を反映することは、現行制度 においても可能である。 近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域は、整備計画と同様に首都圏と並ぶわが 国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、国が責 任を持って策定する必要がある。各区域に關連した法律制度、税制措置が多岐存在していること から、各区域の指定権限を移譲すれば、税制措置の優遇等を受けられる地域を自由に定められる等、他 の圏域との公平性が担保されなくなるとともに、制度の策定目的が阻害されることも懸念される。 建設計画の国同意については、第3次勧告(平成21年10月7日)に基づく、「地域の自主性及び自立 性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第10号、 第2次一括法)第百一十一條において、政府として整理済みであり、その後の状況変化は認められない。 全体を通じ、関西広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一 部について処理することが認められているものであり、国策として策定する近畿圏整備計画の策定権 限等を移譲するのは適切でない。さらに、近畿圏整備法における近畿圏とは、福井県・三重県、滋賀 県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県であり、このうち、福井県、三重県、奈良県については 関西広域連合に含まれていない。	関西のことを考え、国として責任をもって取り組んでいただいていることについては敬意を表するが、 関西のことは、我々関西広域連合において自主的、主体的に考えており、それについて、国とし て積極的にサポートしていただく、それが地方創生時代のあり方と考える。 地方公共団体の意思を反映することは現行制度で可能と云われるが、策定主体が国で、国主導 の計画となり東京一極集中が是正されにくくなるのではないかと。また、区域指定についても、公 平性の担保、制度の策定目的の阻害を指摘されているが、提案にも記載のとおり、移譲した権限につ いて、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものとする。 第3次勧告により建設計画の国同意は整理済みとされるが、関西広域連合は第3次勧告後に設立 (H22)しており、当該事務の移譲の受け手ができ状況は変化している。なお、広域連合は、一部事 務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲される ことも可能であるが、当該事務の受け手になり得る。また、福井県、三重県についても、連携関係 に調整は十分可能である(奈良県はH21加入予定)。そもそもエリアについては、地方整備局に含 められているだけでそれほどの意味がなく、見直し可能と考える。		
10	B	土地利用 (農地 除く)	国土利用計画法 に基づく土地利用 基本計画策定の 見直し	国土利用計画法に基づく府県の 土地利用基本計画について、策定 義務や策定に係る国への事前協 議を見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策を も拘束するもの」で国の政策との関係で調整を行う必要がある。「国との調整は、異なる土地利用相互間でのような土地利用 が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を押し、その範囲内の策定・変更とするこ とで見られるもの。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報 告とすべきである。 現在、土地利用基本計画については、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずるの 」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的 かつ主体的に取り組む、「地方創生時代の体系へ」運用の見直しをすべきである。	国土利用計 画法第9条第 10項・第14項	国土交通 省	関西広域 連合	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、 運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、ま ず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るアリソクを行ったところである。今後は、より精 確的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する 予定。 さらに、本年夏に国土利用計画法が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基 本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地 利用担当局長等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基 本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討し てまいります。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の 意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいります。	土地利用基本計画制度の見直しに当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえ、不必要な国との 関与はなし、意欲のあるものとしていただきたい。 なお、都道府県に意見を聞く際には、提案事業から見直しが進められていることから、土地利用担 当局長のみならず、地方分権担当課の意見も聞くよう配慮いたします。	
110	B	土地利用 (農地 除く)	都道府県の土地 利用基本計画の 変更に係る国土 交通大臣への協議 の事後報告への 変更	国土利用計画法に基づき都道府 県が土地利用計画(計画図)を変 更する際に義務付けられている 国土交通大臣への協議を廃止し、事 後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされて いる。 計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直し)に伴う都市地域の拡大又は縮小、市街 化区域拡大を伴う商業地域の縮小等については、各個別規制法において、協議や変更なくは、事前に国との関係機関との調整が 完了し、重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整 したとはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。	国土利用計 画法第9条第 14項	国土交通 省	栃木県	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、 運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、ま ず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るアリソクを行ったところである。今後は、より精 確的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する 予定。 さらに、本年夏に国土利用計画法が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基 本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地 利用担当局長等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基 本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討し てまいります。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の 意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいります。	国土利用計画法第9条第14項の規定に基づき、土地利用基本計画の計画図の変更に係る国土交 通大臣への協議については、速やかに事後報告とすべきである。	

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
11		<p>【全国知事会】 近畿圏整備計画の決定権限及び、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域、近郊緑地保全区域の指定権限の関西広域連合への移譲については、関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求め、また、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画の策定に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。</p>		<p>近畿圏整備計画は、首都圏と並び我が国の経済、文化の中心としてふさぎわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として策定される計画である。本計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ種幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容を盛り込んだ総合的な計画として、国策として進められている東京一極集中の修正も踏まえ、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。各区域の指定については、事前協議では均衡が図られない。例えば近畿圏の近郊整備区域・都市開発区域内では、工業団地造成を都市計画事業として行うことができるが、これは我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の建設と秩序ある発展のために、首都圏の近郊整備地帯・都市開発区域と並び当該区域のみに認められた措置である。このような区域が全国的な公平性の観点での範囲で定めべきかについては、事前協議ではなく国が責任を持って指定する必要がある。建設計画について、関西広域連合の設立が第3次勧告以降であり、当該事務の受け皿になり得ることだが、本提案では、建設計画について権限移譲の提案はなされていない。関西広域連合の設立が、本提案に関する第3次勧告以降の状況変化とは認められない。近畿圏整備法において、近畿圏は昭和38年の法制定当時から福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県と限定列挙され定義されており、地方整備局に合わせた決定しているものではない。</p>				
10	鳥根県、香川県、福岡県	<p>○実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。本年6月の審議会で諮り、審議会で森林地域縮小の変更の取り扱いは今後は会長専決(報告案件)とすることができるとした。 ○提案県と同じく、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土利用審議会で行った際、委員から、形骸化した意見が出たこともある。</p>	<p>○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもそもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。</p>	<p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ。当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。</p> <p>具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等との関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。</p> <p>また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等との関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。</p> <p>さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。</p>	<H27> 【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	
110	香川県	<p>【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。</p>	<p>○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもそもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。</p>	<p>第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ。当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。</p> <p>具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等との関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。</p> <p>また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等との関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。</p> <p>さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。</p>	(再掲) <H27> 【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
213	土地利用規制緩和	土地利用(農地除く)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(1425計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(1)市町意見聴取→2)国との事前協議→2)審議会諮問→4)国への協議)における4の廃止となり、約1か月の期間短縮が図られる。 なお、同様の提案を昨年年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図るといった運用の改善に留まるもので、本案が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらないとする」 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることは懸念ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中でも件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会された国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	広島県	平成26年の地方からの提案等に関する対応方針として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされていること。当案としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリングを行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。 さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部長等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点を整理を行う予定であるが、今後、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要件について検討してまいりたい。	これまでの尊重しにより、現行制度は同意を要しない「協議」とされていること、国土利用計画法第10条の趣旨を踏まえ、土地利用基本計画と関連する法律による規制は整合することが関係機関、自治体に対して要請されていることから、都道府県が市町村から意見を聞くと同様に、国からも意見聴取による調整を行うことで、必要な調整や連携を図ることができるものと考えられる。 また、現行制度における国土交通大臣との協議では、これまで指導事項もしく、文書のやり取りのみの形式的なものとなっているなど、協議の形骸化していると言える。 こうしたことから、本案としては、協議前の事前調整の段階で必要な調整が十分できているものと考えられており、協議のプロセスを義務化しておくことよりも、この事前調整のプロセスを市町村と同様に国からの意見聴取として位置付け、協議の手続きを廃止した方が手続きの迅速化や事務負担の軽減につながるものと考えている。 国土交通大臣への協議は、準備期間等を含めると、現在、作業開始から計画の告示まで7か月を要しているが、提案による変更により、本案では5か月に短縮することが可能と見込まれる。	
63	土地利用規制緩和	その他	連携中核都市圏構想推進要綱に定める「連携中核都市」の要件の緩和	現行の連携中核都市圏構想推進要綱における「連携中核都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中核都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	<地方創生関連課題> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中核都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活圏連携機能サービス」の向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中核都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用を意欲のある地域にあっては、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、経済、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中核都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	連携中核都市圏構想推進要綱(平成26年8月28日付総務省第200号総務省自治行政政局長通知)	総務省 国土交通省	富山県	連携中核都市圏については、今年度地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	現行の「中核市(人口20万人以上)が周辺市町村と連携する形のみならず、本案西部6市が求めるような「中核市未満の規模であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域としてまとまりを有する場合」といわれる「多極ネットワーク型」においても、連携中核都市圏として位置づけられるよう、引き続き検討してまいりたい。	
334	土地利用規制緩和	その他	連携中核都市圏の要件緩和	「連携中核都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中核都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で連携し、連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持向上させていくためには、このように6つの核に高次の都市機能を兼ね持っていくことはとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひととこと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的には、提案が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中核都市圏構想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢野市 富波市 南砺市	連携中核都市圏については、今年度地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	これまで富山県西部圏域では、新たな広域連携のあり方が必要となる支援策等について、「連携中核都市圏」制度を国が決定する前に、本圏域の実態に即した有意義な制度設計となるよう、国及び県へ要望してきたところである。 また、全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数自治体により、連携都市圏の形成を推進している地域があることから、当該地域と連携して国へ働きかけるため、情報共有等を図っていただくことである。 去る5月4日には、「連携中核都市圏」の形成に向け、6市共同による「富山県西部圏域連携都市圏形成推進宣言」を実施するとともに、同日付で、6市と富山県(オブザーバー)で構成する推進協議会を設置した。今後は、同協議会の幹事会を定期的に開催し、今年度秋頃を目途に具体的な施策を決定したいと考えている。 引き続き、国において都市圏概念を統一・明確化し、「連携中核都市圏」の形成を推進していくにあたっては、本圏域の「多極ネットワーク型」の広域連携について、格段の配慮をお願いしたい。	

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 平成27年12月14日閣議決定(関係府省) ※平成28年1月(平成27年12月閣議決定)に記載があるものは当該検討を<平成28>として併記 ※平成28年1月(平成27年12月閣議決定)に記載があるものは当該検討を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
213	香川県	【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっては国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。	○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)」については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされていること。当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っていること。 具体的には、本年6月にを行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。 また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果をまとめる予定)なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。 さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をランパトとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。	【再掲】 <H27> 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <H28> 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、意見聴取とする。	法律	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	
63	北海道、小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮崎市、京丹後市、伊根町、与那野町、島根県、山口県、宇部市	○京都府北部地域の5市2町(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮崎市、京丹後市、伊根町、与那野町)は、本年4月に京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言を行い、中心となる都市を設けるのではなく相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進めている。 中核市のない地域において中小規模の市町村が連携して人口減少対策・地域の創生に取り組むため、「地方中核圏大都市圏」とは異なる新たな連携都市圏についても、国の「連携中核都市圏」の対象としていただきたい。 ○島根県東部においては、界境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 この中で連携中核都市圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中核都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進んでいる本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の連携を有し、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中核都市圏構想の対象とならない。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。	この度いただいたご意見も踏まえ、連携中核都市圏については、今年度(地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討)を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	<平成27> 6【国土交通省】 (18)連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 6【国土交通省】 (19)連携中核都市圏構想推進要綱 連携中核都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)に基づき、対象となる都市圏の要件を確定する。 〔関係府省:総務省〕 〔措置済み(平成28年4月1日付け総務省自治行政局通知)〕	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中核都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、要綱を改正。	
354	北海道、小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮崎市、京丹後市、伊根町、与那野町、島根県、山口県、宇部市、防府市	○京都府北部地域の5市2町(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮崎市、京丹後市、伊根町、与那野町)は、本年4月に京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言を行い、中心となる都市を設けるのではなく相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進めている。 中核市のない地域において中小規模の市町村が連携して人口減少対策・地域の創生に取り組むため、「地方中核圏大都市圏」とは異なる新たな連携都市圏についても、国の「連携中核都市圏」の対象としていただきたい。 ○島根県東部においては、界境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 この中で連携中核都市圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中核都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進んでいる本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の連携を有し、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中核都市圏構想の対象とならない。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。	この度いただいたご意見も踏まえ、連携中核都市圏については、今年度(地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討)を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	<平成27> 【再掲】 6【国土交通省】 (18)連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 6【国土交通省】 (19)連携中核都市圏構想推進要綱 連携中核都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)に基づき、対象となる都市圏の要件を確定する。 〔関係府省:総務省〕 〔措置済み(平成28年4月1日付け総務省自治行政局通知)〕	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中核都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、要綱を改正。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
243	自 地 方 に 対 する 規 制 緩和	消防・ 防災・ 安全	火災警報号及び津波警報機関におけるサイレン吹鳴パターンの重複の抑制	消防法施行規則で定める火災警報のうち「近火信号」及び「出場待機」のサイレン音の吹鳴パターンと併せて、津波警報機関における「津波警報」の吹鳴パターンが重複していること、災害発生時における消防員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送られるアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	消防法第18条第2項 消防法施行規則第34条 気象業務法第24条 気象業務法施行規則第13条 警報警報機関規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会	津波警報等とサイレンが対応するのは、津波による災害の発生が予想される時に、その事実をいち早く広く住民に知らせるために使用するものである。 現状においては、津波警報等の伝達の際には、予報警報機関規則に定められた標識(サイレン音等)と併せて、テレビ・ラジオ・緊急連絡メール等の様々な手段で情報伝達が行われており、市町村においても、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いて可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。さらに、アラートでは、サイレン音だけでなく大津波警報が発表されました等のメッセージを流すことも可能である。 以上のことから、現在のサイレン音等を引き続き使用しても混乱を来すとは考えていない。	サイレン吹鳴後の音メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のバリエーションが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。 住民や消防員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図りたい。	
34	自 地 方 に 対 する 規 制 緩和	土地利用 (農地 除く)	土地地区面整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	土地地区面整理事業の事業計画の意見書については、都道府県都市計画審議会に付議しなければならず、指定都市の区域内で完結する事業に係る意見書については、指定都市の都市計画審議会(指定都市では設置が必須)の付議と定めるよう求めるもの。 【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県関係部署への事業内容の説明や資料のやりとり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までにタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することによる利点や、事務の簡素化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムラグが確認できる。	土地地区面整理法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	国土交通省	指定都市市長会	旅行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地地区面整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道府県都市計画審議会を開くこととしている。そのため、今後の処理にあたってはも道府県都市計画審議会を開くこととする。	貴省御意見として、「都市計画の内容を踏まえて処理するため」との趣旨が示されているが、本提案は、まさにその趣旨を遂行するために見直しを求めたものである。 指定都市においては、都市計画の策定に係る審査及び意見書の付議先が指定都市の都市計画審議会であり、独自に都市計画を策定・適用している。そのため、指定都市の区域内で完結する土地地区面整理事業の事業計画の意見書については、指定都市の都市計画審議会に付議することが、「都市計画の内容を踏まえて処理するため」に適合する。指定都市の都市計画審議会が処理する事例は土地地区面整理事業の都市計画決定を含めて多数あり、市域の都市計画に関する情報が十分に蓄積されている。 手続の一元化・効率化を図るとともに、何より都市計画の内容や地域の実情に即した審議につながることから本件の制度改正を求めるものである。	有(都市計画審議会処理案件一案件等)	
228	自 地 方 に 対 する 規 制 緩和	土地利用 (農地 除く)	土地地区面整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市が土地地区面整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第179条の39により適用される土地地区面整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第13条により都道府県と同様の策定権限を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。 それぞれの地方公共団体が都市計画審議会を置いているならば、土地地区面整理事業計画に対し提出された意見書を行うべきである。都道府県都市計画審議会ではなく政令指定都市の都市計画審議会とするべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の趣や追加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への説明(なぜ指定都市の事業を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、期合等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月の調整期間を要している。	土地地区面整理法第55条第3項、136条の3、地方自治法施行令第174条の39	国土交通省	京都府、関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	旅行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地地区面整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道府県都市計画審議会を開くこととしている。そのため、今後の処理にあたってはも道府県都市計画審議会を開くこととする。	都市計画に関しては、都市計画法第87条の2に基づき、指定都市に都道府県が有する権限のほとんどが移譲されている。 都道府県・市町村それぞれが管轄する都市計画決定を行うに当たり、原則それぞれの都市計画審議会が管轄する都市計画法第13条又は同法第19条で定められている点に留意すれば、特に指定都市においては土地地区面整理法に定められた意見書を提出したところの都市計画審議会が意見書の内容を審査するべきではないか。		
234	自 地 方 に 対 する 規 制 緩和	運輸・ 交通	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	旅行業法、旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県 和歌山県 鳥取県 川崎県 東京都 高知県	旅行業法は、地域限定旅行業の業務範囲を「自らの営業所の所在する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域」としている(旅行業法第4条、旅行業法施行規則第1条の2)。かかる業務範囲は、地域限定旅行業に課される財産的要件(基準資産要件、営業保証金の供託義務)により消費者保護が図られる範囲に限定して定められたものであるため、消費者保護の観点から考慮することなく、その拡大を求める本提案には対応が困難である。 上記業務範囲より広域の旅行商品の造成・販売については、第三種旅行業(受注型企画旅行・手配旅行)について国内全域・海外にて実施可能、第一種旅行業(募集型企画旅行)について国内全域、受注型企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施可能、又は第一種旅行業(募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行)について国内全域・海外にて実施可能の登録を受けることで実施可能であるため、これらの登録を取得されたい。 なお、「地域限定旅行業」に関しては、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても要件を緩和するよう指図があり、今後、観光庁としても、ご提案の趣旨である地域限定旅行業者の増加に向けて、検討を進めることとしているところである。	地方においては、激化する地域間競争の中、観光客の視点に立ち、地域の特色を生かした取組みや、広域的な観光地の形成とそれを結ぶ道路網の構築を進めるなど、魅力ある商品の開発等に取組んでいる。 しかしながら、「地域限定旅行業」の業務範囲は、「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」に限定されているため、地域の特色を生かした魅力的な商品造成には限界がある。 多様化する観光客のニーズに対応するためには、県内各地域間の連携により、点から線、線から面へと観光資源を結ぶ魅力的な観光地の形成が重要であり、業務範囲を「営業所が所在する都道府県及び(紫外)の隣接市町村等」とすることで、魅力ある商品の企画・造成に資するものとする考え。 御指摘のとおり、消費者保護の観点からは重要であると考えが、想定される企画旅行は小規模なものであることから、消費者保護の観点と事業者の参入促進のバランスについて再検討をお願いしたい。		

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討方針)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
243	船代市、東海市、高松市、富嶺市、かほく市 ○消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため、消防本部から消防艇を直ちに手動により吹鳴することとしている。 また、津波警報等については、国から自治体へ直接情報が送信されるアラートにより、大津波警報または津波警報の発生時には自動で、津波注意報の発表時には防災部局から防災行政無線を通じて音声により吹鳴することとしている。 火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複しているため、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じる恐れがあると考える。 また、サイレン吹鳴パターンによる災害種別の判断は容易ではないことが予想されるので、「大津波警報」、「津波警報」のサイレン吹鳴パターンの認知度を向上させるためにも、新たな異なる吹鳴パターンを定めて広く国民に周知を図ることで、有事の際の迅速な避難行動や避難支援活動が行えることに繋がると思われる。	【全国市長会】サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、交換、地形、周辺の状況によって聞き取れないことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいる場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなくなったのが発生している。 住民や消防団等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られた。	津波警報等を示すサイレン音は、昭和51年に予報警報機運用規則において定められているが、これは、非常警報を知らせることが重要であることから、消防信号と同様の吹鳴パターンとしている。 津波警報等が住民に伝達するには、サイレン音に加え音声メッセージにより情報を伝達している場合もあるが、テレビ、ラジオ、緊急速報メール等の様々な手段で情報伝達が行われている。また、防災行政無線のほか広報車の巡回カーブールなどを用いた情報伝達を行っている市町村もあるなど、可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。 さらに、自治体を通じて住民に情報を伝達しているアラートでは、サイレン音に加えて「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。 このため、先の一次回答のとおり、現在の吹鳴パターンによるサイレン音に重複があるとは考えていない。 事実、東北地方太平洋沖地震においては、広範囲の津波予報区に津波警報を発表したが、サイレン音が消防信号と同一であることが避難の遅れにつながったという事例は承知していない。 気象庁としては、約40年間に亘り使用している津波警報等のサイレンの吹鳴パターンを変更することは、住民に混乱を生じさせる恐れがあるため、現在の吹鳴パターンを変更する予定はない。	【国土交通省】 ⑥気象業務法(昭27法165) 火災信号(消防法施行規則(昭36自治省令6)34条)及び津波警報機(予報警報機運用規則(昭51気象庁告示314条)におけるサイレンの吹鳴パターンについては、その重複による災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難活動に混乱を来す懸念がなかなく、従前から行っている普及啓発活動に、当該パターンの重複に対応する内容を加えたものとして平成27年度中に開始するとともに、当該パターンの重複に関して調査すべき事項等について地方公共団体に同年度中に通知する。あわせて、住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえて適切な対応の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知等	平成29年3月23日	火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して留意すべき事項について(通知)(平成29年3月24日付け気地第243号、消防総第211号)を地方公共団体へ通知した。 普及啓発活動の一環として、火災信号と津波警報が同じサイレンの鳴り方で周知される場合がある旨を気象庁ホームページに取組した。 (http://www.jma.go.jp/jma/hojoho/know/faq/faq26.htm) 当該パターンの重複による支障や変更に伴い想定される支障等について、地方公共団体及び住民に対してアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえて火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して実態調査結果を踏まえて留意すべき事項について(通知)(平成29年3月23日付け気地第248号、消防総第160号)を地方公共団体へ通知した。	
34		【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、指定都市が定める土地区画整理事業計画に係る利害関係者からの意見書については、指定都市都市計画審議会に付議することとするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたって都道府県都市計画審議会を関与させることとしているのは、指定都市の土地区画整理事業が都市計画事業であり、土地区画整理事業の事業計画が都道府県等の定める都市計画に適合しなければならぬこと等を踏まえたものである。 都市計画法に基づき指定都市が定める都市計画の決定手続においても、都道府県知事が関与することとされているところであり、指定都市の都市計画審議会の関与のみによって手続を完結させることは出来ない。 都道府県都市計画審議会の開催スケジュールについてご指摘いただいているが、法律上都道府県都市計画審議会の開催時期については特に制限がなく、必要に応じて開催することが望ましい。	<平27> 【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7項に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への意見を検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令	平成29年12月27日 平成30年4月1日 施行	「地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第322号)	
228		【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、指定都市が定める土地区画整理事業計画に係る利害関係者からの意見書については、指定都市都市計画審議会に付議することとするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたって都道府県都市計画審議会を関与させることとしているのは、指定都市の土地区画整理事業が都市計画事業であり、土地区画整理事業の事業計画が都道府県等の定める都市計画に適合しなければならぬこと等を踏まえたものである。 都市計画法に基づき指定都市が定める都市計画の決定手続においても、都道府県知事が関与することとされているところであり、指定都市の都市計画審議会の関与のみによって手続を完結させることは出来ない。 【再掲】 <平27> 【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7項に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への意見を検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令	平成29年12月27日 公布 平成30年4月1日 施行	「地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第322号)		
234		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	本提案は「地域限定旅行業」の業務範囲の拡大を求めるものだが、旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律であり、顧客等のリスクを考慮して、第1種・第2種・第3種の「地域限定」という種別としてした業務範囲や営業資産・営業保証金の額といった義務等を旅行業者に課している。 従って、第1次回答でも述べたように、「地域限定旅行業」の業務範囲は「地域限定旅行業」に課される財政的要件(基準資産要件、営業保証金の供託義務)により、消費者保護が図られる範囲に於いて定められたものであるため、消費者保護の観点から考慮することなく、その拡大を求める本提案には対応することが困難である。 なお、本提案において「地域限定旅行業」の業務範囲を「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とあるが、「隣接市町村」については、現行法においても、県内外問わず営業範囲として認められていることを申し添える。	<平27> 【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則第1条の2)、営業保証金の供託義務(1条)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(1条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (第)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則第22)については、現在、営業所が所在する市町村との隣接市町村において、募集型企画旅行に対するニーズの増加が見られることから、旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光業等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。	告示	公布 平成30年3月29日 施行 平成30年4月1日	第3種旅行業及び地域限定旅行業の募集型企画旅行について、地域の観光・交通の実態に合わせた見直しを行うことと内容とする(平成29年国土交通省告示第百四十四号等)の一部を改正する告示(平成30年観光庁告示第9号)が平成30年3月29日に公布された。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
235	日 地 方に対する規 制緩和	運輸・ 交通	地域限定旅行業 の参入促進に向 けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、 営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は 45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを 勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的小さいと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となっており、登録数が増加してい ない。 【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価して、可能な限り減額し、参入を促 進する必要がある。 参入が容易になり、旅行者が増えたと、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このことにより地域への人の流れが劇 出され、地域経済の活性化につながるものと考えられる。	旅行業法、 旅行業法施行 規則	国土交通 省(観光庁)	徳島県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案は、地域限定旅行業者が供託すべき営業保証金(旅行業者の債務不履行時に消費者が引当 とできる保証金)の金額が障壁となり登録者数(7社、平成27年4月時点)が増加しないとして、その 減額を求めるものである。 しかし、地域限定旅行業の営業保証金の金額は、既に、消費者保護の要請及び事業者の参入促進 の観点から、旅行業の各登録区分の中で最も低額の100万円としているところであり、また、観光庁長 官が指定した旅行業協会に加入すれば、実際に当該事業者が負担すべき金額は20万円となることを 考えると、かかる義務が、実際に参入障壁となっているとは考えにくく、本提案には対応致しかねる。	地域限定旅行業の登録業者数が伸び悩んでいる主な理由は、業務範囲が大きく限定されているこ とにより、多様化する観光客のニーズに対応しがたいこと及び財産的要件にあると考えている。 御指摘のとおり、旅行業協会への加入により、事業者が負担すべき金額は20万円となるが、協会 への入会金及び年会費の負担が発生することを念めて考えれば、旅行商品のリスク等に比べ、事業 開始時の負担が大きく、事業への参入を躊躇させているものと考えられることから、消費者保護の観 点と事業者の参入促進のバランスについて再検討をお願いしたい。	
236	日 地 方に対する規 制緩和	運輸・ 交通	地域限定旅行業 の参入促進に向 けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現 行の国内旅行業務取扱管理者より 難易度の低い資格試験を創設 するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は 45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業者が通常業務を行う上で、国内旅 行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易 度が登録数増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲あ る地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自ら着地型の旅行商品を企画・作成できるよう、業務範囲の拡大、 営業保証金の減額、更には資格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	旅行業法、 旅行業法施行 規則	国土交通 省(観光庁)	徳島県 道徳県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても同様の指摘が あり、今後、観光庁としても、検討を進めることとしているところである。	本制度の更なる活用のため、提案趣旨に則って、事業参入を希望する者の負担軽減を図れるよう、 所用の改正を実施することについて御検討いただきたい。	

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
235			【全国市長会】提案団体の意見を尊重されたい。		本提案は「地域限定旅行業」における財産的要件の緩和を求めるものだが、旅行業法は、「旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律」であり、倒産等のリスクを考慮して、第1種・第2種・第3種・地域限定といった種別ごとに適した業務範囲や基準資産・営業保証金の額といった義務等を旅行業の算定基準は、「地域限定旅行業」と催行可能区域を同一とする第3種旅行業の国内専業型企画旅行における一社単位の取扱額を参考とし、第3種旅行業が取り扱う海外手配旅行等に比べ、外的要因による取扱額の変動幅が一段と小さいということも考慮し、現行の財産的要件を決定している。よって、営業保証金のあり方を考えるにあたっては、地域限定旅行業を含めた全登録区分について、取引額等を含む現状を把握の上検討する必要があり、(一社)日本旅行業協会、(一社)全国旅行業協会と旅行業登録要件について意見交換を実施中。	【再掲】<平27>【国土交通省】(7)旅行業法(昭27法239)地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の積立義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<平28>【国土交通省】(4)旅行業法(昭27法239)【国土交通省】(8)「営業保証金の額(8条1項及び施行規則7条)については、地域限定旅行業の平均年間取引総額を勘案し、若し取扱旅行商品に対する一社単位の取戻率を踏まえた旅行業法の見直しに合わせて省令を改正し、取扱いの実態に見合った営業保証金額となるよう、見直しを行う。	省令	公布・平成30年3月30日 施行・平成30年4月1日	地域限定旅行業の営業保証金について、取扱いの実態に合わせた見直しを行うことを内容とする「旅行業法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年国土交通省令第22号)が平成30年3月30日に公布された。	
236	島根県	○旅行業務取扱管理者が離職し、新たな資格者を確保できなかったことにより、地域限定旅行業登録を廃止した事業者がある。難易度の低い資格試験の創設など旅行業務取扱管理者の選任要件が緩和できれば、観光のある地域の観光協会・宿泊施設・バス事業者等が自ら着地の旅行商品を企画・造成できると思われる。	【全国市長会】提案団体の意見を尊重されたい。		旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを旨め、本要望については、(一社)日本旅行業協会、(一社)全国旅行業協会と旅行業登録要件について意見交換を実施中。	【再掲】<平27>【国土交通省】(7)旅行業法(昭27法239)地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の積立義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<平28>【国土交通省】(4)旅行業法(昭27法239)【国土交通省】(1)旅行業務取扱管理者試験(11条の3)については、地域限定旅行業が取り扱うことのできる旅行のみに限定した試験を新たに創設する。	法律	公布・平成29年6月2日、平成29年10月9日 施行・平成30年1月4日	地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設等、着地型旅行の企画・販売を行いやすくすることを内容とする「連関内土法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第30号)を第193回国会に提出し、平成29年6月2日に公布された。それを受け、「旅行業法施行規則の一部を改正する省令」(平成29年国土交通省令第66号)が平成29年10月31日に公布された。	